

アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、

国旗焼却事件等に関わる諸判決

土屋 英雄

ここに紹介する諸判決の概要は、拙著『自由と忠誠——靖国』『日の丸・君が代』そして『星条旗——』（尚学社、二〇〇二年四月）の第三部「精神の自由と『星条旗』」の資料篇として訳出したものである。なお、二〇〇二年六月に出されたニューダウ事件判決は、当然ながら拙著で全く論及できなかったが、重要判決なので特に追録（20）として大要を訳出しておく。

* 諸判決に関連するアメリカ合衆国憲法の修正第一条および修正第一、四条第一節の各条文を参考のため、あらかじめ次に掲出する。

修正第一条（信教の自由、言論出版の自由、集会の自由、請願権）

「連邦議会は、国教の樹立に関する法律、宗教上の自由な活動を禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、人民が平穩に集会する権利を制限する法律、人民が苦痛の救済を政府に請願する権利を制限する法律のいずれも制定してはならない。」

修正第一四条第一節（市民権）特権または免除、法の適正な手続き、法の平等な保護）「合衆国において生まれ、あるいは合衆国に帰化した、その管轄権に服する人はだれでも、合衆国の市民であり、同時に、その人が居住している州の市民である。いかなる州も、合衆国市民の特権あるいは免除を制限する法律を制定することはできず、また、そういう法律を執行することもできない。いかなる州も、法の適正な手続きによらないで、何人からも生命、自由または財産を奪うことはできない。また、その州の管轄権内の何人に対しても、法の平等な保護を拒否してはならない。」

| | |
|--------------------|------|
| (1) ゴビティス事件判決…………… | 224頁 |
| (2) バーネット事件判決…………… | 228頁 |
| (3) シェルダン事件判決…………… | 235頁 |
| (4) ホウルデン事件判決…………… | 236頁 |
| (5) ティンカー事件判決…………… | 237頁 |

| | | |
|------|------------------|-------|
| (6) | ストリート事件判決…………… | 240 頁 |
| (7) | フレイン事件判決…………… | 242 頁 |
| (8) | ハノーヴァー事件判決…………… | 245 頁 |
| (9) | バンクス事件判決…………… | 246 頁 |
| (10) | ランドクイスト事件判決…………… | 247 頁 |
| (11) | ラッソー事件判決…………… | 248 頁 |
| (12) | ゲーツ事件判決…………… | 252 頁 |
| (13) | ゴージェン事件判決…………… | 253 頁 |
| (14) | スペインス事件判決…………… | 254 頁 |
| (15) | ウリー事件判決…………… | 256 頁 |
| (16) | アブード事件判決…………… | 258 頁 |
| (17) | リップ事件判決…………… | 259 頁 |
| (18) | ジョンソン事件判決…………… | 260 頁 |
| (19) | アイクマン事件判決…………… | 267 頁 |
| (20) | ニューダウ事件判決…………… | 270 頁 |

(1) ゴビティス事件判決（一九四〇年六月三日、連邦最高裁判所）

Minersville School District v. Gobitis, 310 U.S. 586 (1940)

〔生徒〕国旗忠誠時の宣誓・敬礼拒否に関係する事例〕

ペンシルヴェイニア州のマイナーズヴィルの公立小学校に通学していた一二歳のリリアン・ゴビティスと一〇歳のウイリアム・ゴビティスの姉弟は、毎日の学校活動の一部になっている国旗への宣誓・敬礼を拒否したことで、学校から追放された。

地元の教育委員会は、教師と生徒の両方に対し、この儀式に参加することを要求していた。儀式は、右手を胸に当てて、「私は、私の国旗に、およびそれが象徴する共和国すなわち全ての人に自由と正義をもたらす、不可分の一つの国家に、忠誠を誓います」という誓いの言葉を斉唱するというものであった。他方、ゴビティス一家は、神の言葉としての聖書を最高の権威とする「エホヴァの証人」の信徒であり、子供たちは、国旗への敬礼の行為は聖書の命令によって禁じられていると信じるように育てられていた。

ゴビティスの子供たちは同州の義務教育を受ける年齢であったが、学校から追放の結果、公立学校での無料教育を否定された。親は子供たちを私立学校に入れざるを得なくなった。この財政上の負担から救済されるために、父親は子供たちと彼自身のために訴訟を提起した。彼は、教育委員会が学校への出席の条件として国旗敬礼儀式への参加を強要し続けることを禁止するよう求めた。

ペンシルヴェイニア東部地区連邦地方裁判所と連邦第三巡

回区控訴裁判所はゴビティスの請求を認めた。

連邦最高裁判所は八対一で、ゴビティス敗訴の判決を出した。法廷意見はフランクファーター裁判官が執筆し、反対意見はストーン裁判官が執筆した。

〔法廷意見〕特定のドグマの設定をめぐる数世紀の争いは、権利章典のなかに宗教的自由の保障を含むように導いた。連邦憲法修正第一条と修正第一四条は、国教の樹立を禁止し、宗教の自由な活動をあらゆるセクトに確保することによって、激烈な宗教的争鬭の繰り返しを防止しようとした。

宇宙の究極的な神秘および宇宙と人間の関係についての確信の積極的な探求は法律の射程外のものである。「政府は信仰または不信仰の組織のない個人的な表現に干渉してはならない。超自然に対する信仰、更には不信仰の宣伝でさえ保護される」。

だが、人間関係の多様性によって、個人の宗教的義務と社会の世俗的利益の衝突があり得る。宗教的信仰——それが反体制的であろうと、また他人の信仰にとつてどんなに不快であろうと——の自由への権利は、それ自身、「絶対性の否定」である。しかし、良心に従う自由は社会生活において「いかなる限界もたない」というのを肯定することは、「宗教的寛容の保護の基礎にある原理の多元性を否定する」ことにならう。我々の任務は、一方が他方を破壊するのを防ぐため

に両者の権利を「調和」させることである。

個人は、宗教的信仰の促進または制限を目的としない一般法への服従を、良心上の疑念を理由として、解除されない。市民は、自分の宗教的確信が政治的社會の事柄と矛盾するということだけで、政治的義務の履行を解除されない。この調整の必要性は繰り返し認められてきた。宗教的自由への基本的な配慮がなされながらも、多くの場面において、政治権力の行使が支持されてきた。我々は本件で、「法的価値のヒエラルヒーにおいて何にも劣らない利益」を扱っている。「国民的統一は国家的安全の土台である」。「国旗は、憲法の枠内でのあらゆる内部的な相違——これがいかに大きいとも——を超越する国民的統一のシンボルである」。

今の状態は、デモクラシーが直面している最も深遠な問題の局面である。これはちょうどリンカーンがああ記憶されるべきディレンマのなかで投げかけた問題である。「緊急事態の政府は人民の自由のために強すぎるものでなければならぬのか、それとも政府自身の存続を維持できないほど弱すぎるものでなければならぬのか？」このディレンマを解決するのは容易でないが、しかし「自由社会の究極の基礎は、凝集的感情をともなう拘束的つながりである」とは言える。

本件は直接には、立法権の行使に関係するものではないが、しかし、本件はあたかもペンシルヴェイニア州議会が「マイ

ナースヴィルの子供たちに国旗敬礼を公式に指示した」かのように見なされなければならない。つまり、同州議会が、「ゴビティス一家のように親が良心上の疑念をもっている子供たちを免除していない」かのように、「公立学校の子供たちのおそらく同化を受け入れやすい発達時期に、時と場所と環境においてふさわしい儀式によって、かつ国家の希望や夢、苦難や犠牲への評価を喚起するように目論まれた儀式によって子供たちに共通の経験をもたせることで確保される望ましい目的への州議会の信念を示している」かのように見なされなければならない。よって、我々が決定しなければならない正確な争点は、州議会、郡当局および学校区が、「一体化感情(unifying sentiment)——究極的にはこれがなければ市民的または宗教的な自由は何も存在し得ない——を喚起する様々な適切な方法を決定するのを禁止されているかどうか」である。

「法廷は教育政策の問題を討議する場所ではない。人種の出身と宗教的忠誠がきわめて多様な人々の間での個人的特殊性を尊重する一方で、「デモクラシーの伝統的な理想への効果的な忠誠を確保するという微妙なプロセスに関する競争する考えのなかのどれかを選ぶのは我々の職分ではない」。そうした判断をすることは、事実上、当法廷を「国家のための教育委員会」にすることになる。その権限は当法廷に与え

られていないし、引き受けるべきでもない。

我々は本件で、市民性の発達の形成時期を扱っている。社会において子供たちを訓育する最良の方法について、多様な心理的、倫理的な意見が存在する。これらの相違のゆえに、またたいへん多くの人種で構成される国民に対して鉄の鑄型にはめ込むような単一の教育制度を押しつけることへのためのゆえに、たとえ公教育がデモクラシーを育てる我々の最上の制度の一つであっても、「権利章典は州が全ての子供たちを公立学校に通わせるのを強制することを禁止している」と我々は判断してきた。しかし、「特定のプログラムないし儀式が国の諸制度への愛着を普通学校に通う子供たちの心において最もよく助長するであろう、という議会の確信に対して当法廷が検閲を行うかは、全く別の事柄である」。

「人民の政府に対する制限である司法審査は、我々の憲法構造の基本的部分である」。しかし、深く大事にされている諸自由を守護する責務は裁判所に劣らず議会にも付託されている。本件のような争いを「司法の場に移すよりも、世論の広場とか議会のなかで闘わせて立法権力を賢明に行使させるほうが、自由な人民の自信を守るのに役立つ」。

〔反対意見〕確かに、個人的自由の憲法上の保障は必ずしも絶対的ではない。政府は存続する権利をもち、政府に与えられた諸権限は権利章典の明白な禁止があるからといって必

ずしも無視されない。しかし、そうだからといって、「政府が教育方法として、また年少者をしつける手段として、宗教的良心を侵害する公的確言を強制できる」ということにはならない。このような強制が国民的統一に寄与するとたとえ我々が信じてても、国民的統一の源泉である忠誠と愛国心を教えるのに強制とは別の方法がある。

市民的自由の保障は人間の心と精神の自由の保障であり、またそれらを表現する自由と機会の保障である。「保障される自由の本質は、何を考えるべきか、何を言うべきかを個人が強制されない自由である」。少なくとも、その強制が自分の宗教に虚偽の証言を与えることである場合にはそうである。もしこれらの保障が何らかの意味をもつべきであるならば、それらは、たとえ強制が望ましいと州が考えても州に信仰またはその表現を強制するようなことをさせないようにするものであると見なされなければならない。

歴史が我々に教えるように、「州による個人的自由の侵害はほとんど、本件と同様、正義とか公共善とかの名目で正当化されてきたし、またその侵害はほとんど、本件と同様、政治的に無援のマイノリティに向けられてきた」。

忠誠の表明は、それが自発的になされる場合は、国民的統一を助長するかもしれない。しかし、次のように言う場合は全く別問題である。自分とその親の宗教的確信に反しての、

子供たちによる強制的な忠誠表明は、教育委員会が、宗教の自由の憲法上の保障にもかかわらず、自由に忠誠を強いるほど重要な役割を国民的統一において果たしていると見なされることができると言う場合である。「権利章典のまさにその文言は、権利章典より公共の福祉が重要だとする議会の宣言によって、右のような強制と憲法上の保障を和解除させることを排除している」。

しかし、たとえこの考えが拒絶されても、また市民が自分の宗教に反するような感情の表明をするように強制されるかどうかを議会が決定する余地が存在すると考えられても、「民主主義的プロセスの救済回路が開かれていて妨害されない限り」、議会の判断を我々が審査するのを控えるべきだ、という見解に私は納得しない。「これは、マイノリティの自由の憲法上の保護を一般の世俗的意思へ屈服させるようなものだと私には思える」。分散して孤立したマイノリティに対する偏見が、通常はマイノリティを保護するために依拠される政治的プロセスの作用を削減する傾向のある状況のなかでの議会の判断を「厳格に司法審査することの重要性 (the importance of a searching judicial inquiry)」を、我々は以前に指摘した (United States v. Carolene Products Co., 304 U. S. 144, 152, note 4, [1938])。

本件もそうである。市民的権利が保護を受けべきだとす

れば、「望まれる信仰の強制的な確言によって信仰と意見の一致 (conformity) を確保しようとする議会の當為を注意深く審査することが必要である」。この基準でテストすると、「強い宗教的確信——この本質を理解しようとしまいと——をもつ子供たちを含めて、小さな無援のマイノリティがその宗教にとつて不快な表現をしない権利は、学校での規律を維持する州の利益によつて抑えられるべきだ、と言う用意は私にはない」。

(2) バーネット事件判決 (一九四三年六月一四日、連邦最高裁判所)

West Virginia State Board of Education v. Bar-
nette, 319 U.S. 624 (1943)

〔生徒〕国旗忠誠時の宣誓・敬礼拒否に関係する事例〕

一九四〇年のゴビティス事件連邦最高裁判決の後、ウエスト・ヴァージニア州議会は法規を改正し、「アメリカニズムの理想、原理、精神を教え、養い、永続させる目的のために、かつ政府の組織と機構についての知識を増やす目的のために」、歴史、公民および連邦憲法・州憲法の教育課程を設置することを、州内の公立・私立の全ての学校に要求した。上訴人の教育委員会は、公立学校のためにこれらの科目を含む

学習課程を定めるように、州教育長から指導された。

教育委員会は、一九四二年一月、ゴビティス判決から採られた記述を含む決議を採択した。この決議は、国旗敬礼は公立学校の通常の活動プログラムの一部」となること、全ての教師と生徒は「国旗に表象される国家に敬意を表する敬礼に参加するよう要求されるべき」ことを命じ、また国旗敬礼の拒否は不服従の行為とみなされ、相應に処分されるべきことを規定していた。敬礼は、腕をまっすぐ伸ばし、右の手のひらを前に向けて行われ、次の言葉が復唱される。「私は、アメリカ合衆国の国旗に、およびそれが象徴する共和国すなわち全ての人に自由と正義をもたらす、不可分の一つの国家に、忠誠を誓います」。

これに従わないのは「不服従」であり、学校から追放される。追放された子供は「不法に欠席」していることになり、非行少年(少女)として対処される。その親または保護者も訴追を免れず、もし有罪となれば、五〇ドルを越えない罰金と三〇日を越えない拘留処分を課せられる。

被上訴人は、これらの法規は宗教の自由と言論の自由を保障する修正第一条および法の適正手続きと平等保護を定める修正第一四条に違反していると主張し、これらの法規を「エホヴァの証人」信徒に対して執行するのを禁止する差止め命令を求めた。他方、教育委員会はこの訴えを却下するよう求め

た。

ウエスト・ヴァージニア南部地区連邦地方法裁判所は、原告（被上訴人）および同様の集団への同州法の執行を禁止した。教育委員会は連邦最高裁に直接上訴した。

連邦最高裁は六対三で、被上訴人勝訴の判決を出した。法廷意見はジャクソン裁判官が執筆し、これにブラック裁判官とダグラス裁判官の補足意見、マーフィー裁判官の補足意見が付された。ロバーツ裁判官とリード裁判官はゴビティス事件連邦最高裁判決を支持し、原判決は破棄されるべきとした。フランクファーター裁判官は反対意見を執筆した。

〔法廷意見〕被上訴人によって主張されている権利は、他の個人の権利と衝突するものではない。本件の儀式に参加するのを拒否することは、他人がそれに参加する権利に干渉したり、それを否定したりするものではない。被上訴人の行動が平穩で秩序正しいものであったことに問題は何もない。「唯一の衝突は公権力と個人の権利の間にある」。州は、定められた身振りと宣言をするという条件で公教育へのアクセスを認める権限、および同時に親と子供を処罰し得るということで出席を強制する権限を主張している。他方、被上訴人は、個人的意見と人格的態度に触れる事柄に関する自己決定の権利を主張している。

「宣誓と結びついて、国旗敬礼が発言の一形態であること

は疑いない。象徴的表現 (symbolism) は、思想を伝えるの

に素朴だが効果的な方法である。一定の制度、思想、組織、個性を象徴するために記章や旗を使用することは、心から心へ伝える近道である。運動体、国家、政党、結社、教会は、その構成員の忠誠を旗や幟、色や意匠に結びつけようとする」。

「国家のシンボルは、宗教的シンボルが神学的理念を伝えるように、しばしば政治的理念を伝える。これらのシンボルの多くと結びついて、敬礼、おじぎ、脱帽、ひざまげのような受容と敬意の表象行為がある」。人はシンボルから、自分がそれに注ぎ込む意味を受け取る。それは、一方の人の「慰安」であったり、「神威」であったりするが、他方の人の「嘲笑」であったり、「侮蔑」であったりもする。

一〇年以上も前、ヒュース首席裁判官は、政府に対する平和的、法的な手段による反対のシンボルとして「赤旗」を掲げることは、憲法上の言論の自由の保障によって保護されるという判決へと連邦最高裁判所を導いた (Strömberg v. California, 283 U.S. 359 [1931])。本件では、「政府への忠誠のシンボルとして国旗を使用しているのは州である」。州は、それが示す政治的理念の受容を個人が言葉と身振りで伝えることを要求している。

「強制的な国旗敬礼と宣誓は、信仰と心的態度の確言を要求している」ことも注意されるべきである。当該規定が、生

徒が対立する自分自身の信条を捨てて、儀式への不本意な帰依者になることを意図しているのか、それとも、信念の欠けた言葉と意味のない身振りによって同意のまねごとをしても許されるのか、明らかではない。「意見の表明の検閲や抑制が我々の憲法によって許容されるのは、その表明が、州が防ぎ、処罰する権限を与えられている種類の行為で、明白かつ現在の危険 (a clear and present danger) を示す場合のみであることは、今や当り前のことである」。しかし、本件では、国旗敬礼の儀式の間、それに反応しないままでいることが「明白で現在の危険」を造出するといういかなる主張もなしに、強制の権限が発動されている。

「本件は、特定の宗教的見解またはそれが保持されている真摯さが主題ではない。本件で争点となっている被上訴人の不快さの動因を提供しているのは宗教であるが、この宗教的見解を共有しない多くの市民も、このような強制的儀式は個人の憲法上の自由を侵害するものであると考えている。我々はまだ、「敬礼を法的義務とする州の権限」を見出すのでなければ、儀式の非順応者の信仰が敬礼の義務から免除されるかどうかを審理する必要はない。

ゴビティス事件判決は、学校の生徒一般に国旗敬礼のしつづけを課する権限が州にあるということを「前提」にしていた。我々は、この権限を前提とせず、むしろその権限を「審査」

する。ここで、ゴビティス事件判決の論拠を再検討してみる。①ゴビティス事件判決は、国旗敬礼論議は「リンカーンがあの記憶されるべきディレンマのなかで投げかけた問題、すなわち緊急事態の政府は人民の自由のために強すぎるものでなければならぬのか、それとも政府自身の存続を維持できないほど弱すぎるものでなければならぬのか？」ということに当法廷を直面させたと言い、そうして、その答えは「強さ」の側にあるとした。

本件は、これらのことを考慮することから生じてくる圧力ないし制約から自由に審査され得る、と我々は考える。

政府が自身を維持する強さは、一握りの子供たちを学校から追放する州の権限を我々が確認することによって正当化される、とまでリンカーンが考えていたかは疑わしい。「このような過度な単純化は、政治的議論においてはたいそう便利であつても、司法的論議の基礎的条件に必要な正確さにはしばしば欠けている。もし右に引用された言説が本件に有効に適用されるとしたら、その言説は、権限上のあらゆる争点を公権力に有利に解決するであらうし、また公権力の政策の執行を弱めたり遅らせたりすると考えられるあらゆる自由権を我々が無視するように要求するであらう」。

「自由な公教育は、もし世俗的教育と政治的中立性という理想に忠実であるならば、党派的とはならないし、もしくは

何らかの階級、信条、政党、党派の敵ともならないであろう。しかし、何らかのイデオロギー的な規律を課すことになれば、それぞれの政党とか宗派とかは教育制度を支配しようし、またはその支配に失敗すれば、逆に教育制度の影響力を弱めようとすることにちがいない。

②ゴビティス事件判決はまた、州、郡、学区の当局の権限に干渉することは、「事実上、当法廷を国家のための教育委員会にしてしまふ」と考えた。

「今や諸州に適用される修正第一四条は、州および州が創設するあらゆる機関——教育委員会も例外でない——から市民を保護する。これらの州とその機関は、もちろん、重要で、微妙な、かつ高度に裁量的な職能を有するが、しかしそれらは、権利章典の枠内においてのみ行使されることができるのである」。

③ゴビティス事件判決は、その事件は「裁判所が明瞭で統制的な職能をもたない」領域であること、深く大事にされている諸自由を守護する責務は裁判所に劣らず議会にも付託されていること、および「政治的变化をもたらす有効な手段は全て自由に任せられている」ので、そのような争いを「司法の場に移すよりむしろ、世論の広場とか議会のなかで戦わせて立法権力を賢明に行使させるほうが」、憲法的に適切であること等の議論を展開した。

まさに権利章典の目的は、「一定の問題領域を政治的論議の移り変わりから切り離し、その領域をマジョリティや当局の射程外に置き、その領域を裁判所によって適用される法的原理として設定すること」であった。「人の生命、自由、財産の権利、言論・出版の自由、信仰の自由、集会の自由の権利、およびその他の基本的権利は投票に委ねられてはならぬ、いかなる選挙結果にも依存させてはならない」。また、言論・出版・集会・信仰の自由は簡単には侵害されてはならず、「州が合法的に保護することができる利益に対する重大かつ即時の危険 (grave and immediate danger) を防ぐためにのみ制限が可能である」。

「公教育という専門分野における我々の職権は節度があるべきだという理由によって、我々は、自由が侵害される時、歴史が当法廷の機能として保証する審判権を差し控えることはできない」。

④最後に、そしてこれが「ゴビティス事件法廷意見のまさに核心 (the very heart of the Gobitis opinion)」であるが、その判決は次のような論理を展開していた。「国民的一体化は国家的安全の土台」であり、当局は「その達成のために適切な方法を選択する権利」を有し、よって「国民的統一」へ向けての強制的な手段は合憲である。

この「仮定」が真理である否かに、本件への当法廷の回答

が依存している。目的としての国民的統一を当局者が「説得」と「模範」によって促すとすれば、それは問題ではない。「我々の憲法の下で、本件で採用されている強制がその目的を達成するための許容手段であるかどうかの問題なのである」。

その時代と国にとって必須的と考えられた一定の目的を支えるために国民の感情の統一を強制する試みは、善意の人によつても悪意の人によつても、これまでなされてきた。ナショナリズムは比較的に新しい現象であるが、他の時代と場所では、その目的は民族的安全とか領土的安全であつたり、王朝とか体制の維持であつたり、魂救済の特殊な方策であつたりした。「統一を達成するための当初の温和な方法が失敗すると、目的達成に熱中している人々は、いつそう厳しい方法に頼ることになる」。統一へ向けて政府の圧力が強まるにつれ、どのような統一であるかについての争いはより激烈になる。おそらく人々の間の分裂が最も進むのは、いかなる挑発によるよりも、公教育担当当局者がどのような主義、いかなるプログラムを念頭に置いて、年少者を統一へ強制するのかが、その主義やプログラムを選ぶのが必要だと分かることによる。結合を強制するのが不毛であることは、古代ローマ帝国がキリスト教をローマの多神教的統一を乱すものとして弾圧したこと、宗教的・王朝的な統一の手段としての異端審問裁判所、ロシア統一の手段としてのシベリア追放から、我々の現在の

敵である全体主義の急速に失敗しつつある試みまで、これまでのあらゆる試みから我々が得る教訓である。「異議の強制的な除去を始める者たちは、まもなく異議を唱える人々を自分たちが根絶しようとしていることに気付く。意見の強制的な統一は、墓場の合意 (the unanimity of the graveyard) を達成するにすぎない」。

他人と異なる自由は、たいして重要でない事柄に限られない。そうしたことは「自由の影」にすぎない。自由の実体が試されるのは、「現存の秩序の核心に触れる事柄について他人と異なる権利」があるか否かである。

「我々の憲法上の星座に不動の星があるとすれば、それは、いかなる当局者も——上の地位であれ下の地位であれ——、政治、ナショナリズム、宗教において、または見解に関わる他の問題において、何が正統であるかを定めることはできないし、あるいは市民に対してその信条を言葉や行為によつて告白するよう強制してはならない、ということである」。この例外が認められる状況があるとしても、そうした状況は今、我々の前には起きていない。

「国旗敬礼と宣誓を強制する地元当局の行為は、その権限に対する憲法上の限界を越えており、また連邦憲法修正第一条があらゆる公的統制から保護することを目的としている知性と精神の領域を侵害している」。

ここに、ゴビティス事件連邦最高裁判決およびそれに先行する予示のないくつかの判決を覆す。ウエスト・ヴァージニア州法の執行を禁止した原判決を確認する。

〔補足意見（ブラック裁判官とダグラス裁判官）〕我々は法廷意見に同意するが、ゴビティス事件では法廷意見に加わっていたので、ここで「我々の見解の変更の理由」について簡潔に述べておくことが適切であろう。我々がゴビティス判決に同意した背景には、公共の福祉に有害と考えられる行為についての州の規定を連邦憲法に厳格に禁止させることへの「ためらい」があった。長い省察の結果、我々は、この「原則」は健全であるが、特定の事件へのその「適用」は誤りであると確信するに至った。本件の州法は、修正第一条と修正第十四条によって被上訴人に保障されている宗教の自由と全面的には調和していない。

州法は被上訴人に、国旗と国家への敬意を教え込むのを目的としている儀式に参加することを要求している。「エホヴァの証人」は聖書を、いかなる国旗への忠誠の誓いも行わないように命じていると解釈している。

宗教的信仰を真摯に保持しているからといって、個人は、社会一般を「重大で差し迫った危険」から守るために必須的である法規、あるいは宗教活動の一般的な禁止でなく、その活動の時、場所、方法を規制しているにすぎない法規に従っ

て行動する責任を免れるわけではない。しかし、宗教上の教義と実践の現実と衝突する特定の法規の合憲性についての決定は当法廷によってなされなければならない。

本件との関係では、宗教上の疑念のゆえに、身体上の特定の姿勢をとらないことや愛国的な文句を復唱しないことが国家に「重大な危険 (grave danger)」を造出する、と我々は言うことができない。このような法的強要は、「試験（踏み絵）」としての誓い (test oath) の一形態であり、こうした誓いは合衆国において常に嫌悪されてきた。

「強制の下で述べられた言葉は、私利私欲そのものへの忠誠の証明である。国への愛は、人民に選出された代表によって明白な憲法上の禁止の枠内で制定された思慮深い法規の公正な運用に鼓舞されて、自発的な心と自由な精神から出てくるものでなければならない」。

「平和時における我々の国内的平穏も戦争時の我々の軍事的努力もいづれも、精神的不良と非難される恐怖以外の何も子供たちに生み出さない儀式に参加するよう強制することに依存しない」。良心的反対者に強制される儀式は、高尚な目的に資するよりむしろそれをだめにし、その儀式は「仮装された宗教迫害の便利な道具 (a handy implement for disguised religious persecution)」である。

〔補足意見(マリーフィ裁判官)〕州の行為に干渉することへのためらい、追求されている目的が望ましいものであるという事実、シンボルとしての国旗に呼び起こされる感動、これらはいずれも「理解できる」。しかし、「省察の結果、私は、一人の裁判官として、精神の自由を最大限に支持することよりも高尚な義務と責任をもたない、と確信するに至った」。

「州の行為に対抗して憲法によって保障される思想の自由と宗教の自由の権利は、秩序ある社会の維持のために必須的な政府の行為が要求される場合を除いて、自由に話す権利と全く話さない権利 (the right to speak freely and the right to refrain from speaking at all) の両方を含む」。

自己の宗教的信仰に対立する事柄を確言させる公的強制は、「信仰の自由とは正反対のもの」であり、また秩序ある社会の維持にとつて必須的なものでもない。「アメリカの真の統一は、力と強制のなかではなく、良心の自由と模範的な説得のなかにある」。

〔反対意見(フランクファーター裁判官)〕我々のいずれもが「正当な立法目的」と考えること——すなわち「本件で選択された手段による良き市民性の助長」——の達成をウエスト・ヴァージニア州に否定する権限を、デュー・プロセス条項によって保障される「自由」が当法廷に対して付与している、と私は信じていけない。「司法的自己抑制」

は、政治的または立法的権限の行使が問題となる時にはいつでも必要である。我々の権限は、権利章典の特定の規定に依りて変化するものではない。

もし立法上の目的が「一定の宗教的な共同体や信条を助長するか抑制するかのみでなく、それかである場合には、それが「立法府に課せられる憲法上の制限の枠内にある」ことは明らかである。しかし、「市民生活の一般的で無差別的な規制」が、個人ないし集団の良心上の疑念や宗教上の信念に事実上、触れる時にはいつでも立法権限がない、ということには決してならない。そうした疑念や信念に対する配慮は重要であるが、「それらを理由として国旗敬礼への参加を免除させるか否かは」、当法廷ではなく立法府の権限である。

宗教的自由の憲法上の保護は、「宗教的平等」を与えはしたが、「市民生活上の免除権」を与えていない。その保護の本質は、「宗教的ドグマへの順応化からの自由」であり、「宗教的ドグマを理由とする法への順応化からの自由」ではない。いかなる人も自分の好きなように信仰したり信仰しなかったりすることができるし、信仰を自分の家庭内で、または公共秩序の枠内で公の場で実践することができる。しかし、立法権限が宗教的信仰の多様性によってせまられる、ということはない。「さもなければ、憲法的保障は、宗教の自由活動の保護ではなく、立法権の行使の否定となるらう」。「宗教への

忠誠の告白を強制する行為」は、それがいかに弱く細く行われようとも、悪いことである。だが、「良き市民性と国家的忠誠を助長する行為」は、政府の権限の領域内である。

「法は人の外部的行動に関係するものであって、その内部的生活に関係するものではない。法は大部分、強制に依存する」。ソクラテスは、「世俗的な法への服従の義務はその法の制定への同意あるいは法の価値への信頼を前提としていない」という確信の下で、自分の生命を差し出した。自由な政府が依存する同意は、法を制定する、または制定しない過程を共有することから生じる同意である。個人の良心は、それが選ぶ信条を告白してもよいし、それを確言し促進してもよい。だが、それによって、「コミュニティの関心対象についての政治的機関を通してのコミュニティの活動を、その活動が差別的な方法で主張されるものでない限り、制限することはできない」。

- (3) シェルダン事件判決（一九六三年八月二十九日、アリゾナ地区連邦地方裁判所）

Sheldon v. Fannin, 221 F.Supp. 766 (D.Ariz., 1963)

〔生徒〕国歌斉唱時の起立・斉唱拒否に関係する事例〕

宗教上の理由で学校における国歌斉唱の際に起立しなかつ

たことによって停学処分されたのは、連邦憲法修正第一条に違反するとして、アリゾナ州の公立小学校の生徒と親（いずれも「エホヴァの証人」信徒）が差止め命令による救済を求めた訴訟で、連邦地方裁判所は原告の請求を認めて差止め令状を発した。判決内容は次の通りである。

〔判旨〕合衆国においては、「告白される信仰が他人にとつてどんなに根拠がなく馬鹿げたものに思われようとも」、誰でも自由に信仰し、その信仰を自由に表明することができる。連邦憲法は、「表明される信仰または思想が合理的、分別のある、または良識的である」ことを要求していない。「修正第一条は、起立への反対が宗教的信仰に基づくものであると主張する権利を原告に保障している」。

原告はその行為を宗教的動機によるものであると特徴づけていることを受け入れると、本件はバーネット事件連邦最高裁判決に依拠して判断されることになる。バーネット事件で連邦最高裁は、国旗への忠誠の誓いを唱えるのを拒否したことで「エホヴァの証人」信徒を公立学校から放逐したのは憲法違反である判示した。この判決は、宗教上の自由活動条項に基づいてただけでなく、「修正第一条全体に固有の原理、すなわち、統治権力は、戦時の『国民的統一』という名目においてさえ、何らかの信条の不本意な表明を直接的に強いることは許されない、という原理に基づいていた」。

明らかに、州の利益はバーネット事件のほうが本件よりはるかに強かった。「本件で被告らによって提示されている唯一の正当化理由は、国歌斉唱の際の起立を原告が拒否することを容認するのは紀律上の問題をもたらずという学校当局の見解である。これに対する証拠はせいぜい推定上のものであり、かつ修正第一条の権利の『優越的地位 (preferred position)』と比較すると全く薄弱なものである」。他の生徒が起立して斉唱している間、数人の生徒が起立を拒否しているのを認めることは、実際上は、「紀律上の問題」を起こすというよりむしろ、クラス全体にとって「アメリカ政治のすばらしい授業」になると言ったほうがよい。

本件に関わる生徒の行為は粗暴なものでも、学校の行為と紀律を物理的に妨げるものでもなかったし、また将来的にそうなるという実質的証拠もないので、終局的な差止め令状をここに発する。

- (4) ホウルデン事件判決 (一九六六年一月二四日、ニュージャーシー州最高裁判所)

Holden v. Board of Education of the City of Elizabeth, 216 A.2d 387(Sup. Ct.N.J.,1966)

〔生徒〕国旗忠誠時の起立・宣誓拒否に関係する事例〕

ニュージャーシー州エリザベス市の公立小学校の四年生のジエームズ・グレゴリー・ホウルデンらは、国旗への忠誠の誓いを拒否したことで校長によって停学処分された。生徒の親らが子供の復学を求めて提訴した。

忠誠の誓いに関連するニュージャーシー州法は、「各学校の生徒が国旗に敬礼し、授業日に毎朝、国旗への忠誠の誓いを復唱すること」を要求し、こう規定していた。「敬礼と忠誠の誓いは、右手を胸に当ててなされなければならない。ただし、このような誓い又は敬礼に対して良心上の疑念 (conscientious scruples) をいだく子供、もしくは合衆国が外交特権を与えている外国政府の信任状をもつ代表の子供は、誓いが行われている間、それに注意を払い起立のみによって常に国旗に全面的な敬意を示す。男子は頭の被いを取る」。

子供とその親らの証言によれば、彼らはイスラム教の信徒で、その唯一の忠誠は全能なる神のアラーに向けられており、イスラムの旗を含めていかなる旗への忠誠の誓いもコーランに基づく彼らの宗教上の教義に反する。よって、本件で子供らが国旗への忠誠の誓いを拒絶することは、「このような誓い又は敬礼に対して良心上の疑念をいだく子供」という免除規定に該当する、と彼らは主張した。これに対して、同市の教育委員会側は、この免除規定は彼らの信仰を含むほど広く解釈されるようには決して意図されていなかったし、また彼

らの信仰は、「宗教的に」と同じくらい「政治的に」動機づけられ、彼らの「人種的な希求」と密接に織り合わされている、と反論した。ニュージャージー州最高裁は次のように判断した。

〔判旨〕バーネット事件において連邦最高裁は、「修正第一条によって保障される自由は、特定の宗教上の信仰を越えて、知性と精神のずっと広い領域にまで及ぶ」ということを示唆している。「良心上の疑念という用語の使用は、ニュージャージー州法をこの広い射程内に入れる。良心の命令(the dictates of conscience)は個人的で心の奥底からくるものであり、しばしば外からは測りがたい。それらは、往々にして、社会道徳もしくは宗教教義によって導かれているが、人間自身がお互いに異なっているように、良心の命令は個人的な解釈と応用において多様である」。良心の命令は、「人々の平和、福祉および安全に明白かつ現在の危険を与えるように作用しない限り」、それらがいかに「不合理」に思われようと、審査を受けることはない。連邦と州の憲法および州法によって保障が意図されている自由は、本件のように、「良心上の疑念を主張する人々の信仰を含むのに十分広いものである」。当法廷は、本件での子供らの復学を命じた州教育長官の裁定を肯定する。

(5) ティンカー事件判決(一九六九年二月二四日、連邦最高裁判所)

Tinker v. Des Moines Community School District,
393 U.S. 503 (1969)

〔生徒〕学校での抗議の意思表示の自由に関係する事例〕

アイオワ州の公立学校の高校生ジョン・F・ティンカー、クリストファー・エックハート、中学生のメアリー・ベス・ティンカーたちは、一九六五年、ヴェトナム戦争への抗議の意思表示のために黒腕章を着けて登校したことで、学校当局から停学処分された。彼らとその親たちは、その懲戒処分の禁止の差止命令と名目的損害賠償を求めて提訴した。

第一審の連邦地裁は、学校当局の行為は学校規律の妨害を防ぐのに合理的であり、合憲と判示した(258 F.Supp. 971 (1966))。この判決は、同年の連邦第五巡回区控訴裁判所の同種の事件に対する判決に従うのを拒否したものであった。第五巡回区控訴裁判所の判決は、腕章のようなシンボルの着用は、学校運営における適切な規律の要求に「物理的かつ実体的に干渉しない限り」、禁止されることはできず、よって生徒が「自由のボタン」を着けるのを禁止する規則を高校当局が生徒に強いるのは禁止されると命じていた(Burnside

v. Byars, 363 F.2d 744 (1966))。

本件の第二審の第八巡回区控訴裁判所は大法廷で審理したが、票決が同数づつに割れた。結果として、第一審判決が肯定された (363 F.2d 988 (1967))。

連邦最高裁判所は、七対二で、生徒側勝訴の判決を出した。大法廷意見はフォータス裁判官が執筆し、これにステュワート裁判官、ホワイト裁判官の各補足意見が付された。ブラック裁判官とハーラン裁判官がそれぞれ反対意見を執筆した。

〔大法廷意見〕本件の状況での腕章着用は、その者たちによる現実的または潜在的な妨害行為と全く異なっていた。それは、連邦憲法修正第一条下で包括的に保護される権利であると我々が繰り返し判示してきた、あの「純粋な言論 (pure speech)」に近似してゐた。

学校という特定の環境に照らして適用される修正第一条は、教師と生徒に利用され得る。「生徒か教師のいずれかが、言論ないし表現の自由に対する自分たちの憲法上の権利を校門のところで打ち捨ててくる、と主張されることはまずできない。これは、これまでほぼ五〇年間、大法廷の判断であつた」。他方で、大法廷は、憲法上の基本的な権利保障条項と一致する範囲内で、州と学校当局が学校での行為について規定・管理する包括的な権限の必要性も強調してきた。問題は、生徒が修正第一条の権利の行使において、学校当局の規則と衝突

する領域にある。

本件は、生徒のスカートの長さとか衣服の種類とか、更にはヘア・スタイルとか品行に関わるものではない。また、攻撃的、妨害的な行為とか集団的デモンストレーションに関係するものでもない。本件の問題は、「純粋な言論」に類似の修正第一条上の直接的で主要な権利に関わるものである。

学校当局は、原告の側からの混乱とか妨害を伴わない、静かで受動的な意見表明を理由として原告の処罰を試みた。本件には、原告が学校業務に実際に干渉したとかまたは干渉しようとしたとか、あるいは原告の行為が他の生徒の権利と衝突したとかのいかなる証拠もない。よつて、本件は、学校業務や他の生徒の権利を侵害する言論ないし行為とは関係ない。

第一審の連邦地裁は、学校当局の行為は、腕章の着用による混乱の恐れがあつたので合理的であつたと結論づけた。「しかし、我々の制度の下では、特定化されない恐れまたは混乱の懸念は、表現の自由の権利を負かすには不十分である。絶対的な統制からの逸脱はいかなるものも、トラブルを引き起こす可能性がある。マジヨリティの意見からの変異はいかなるものも、恐れをかき立てる可能性がある。教室で、食堂で、またはキャンパスで話される、他の人の見解から外れたいかなる言葉も、争論の発端となつたり、もしくは混乱を引き起こしたりする可能性がある。だが、我々がこのリスクを引き

受けなければならぬことを、我々の憲法は語っている。」「また、我々の歴史は、我々の国民的強さの基盤であり、かつ比較的の自由で、しばしば論争的な社会で成長し生活するアメリカ人の独立心と活力の基盤は、こうした危険を恐れない自由であり開放性である、と語っている」。

州が特定の意見表明の禁止を正当化するためには、「その禁止が、不人気の見解に常に伴う単なる不快さ、嫌悪以上のものによつてもたらされていることを立証できなければならぬ」。前記のバーンサイド事件の第五巡回控訴裁判所が判示したように、禁止された行為を行うことが「学校運営において適切な紀律の要求に物理的かつ実体的に干渉することになる」という事実認定と立証がない場合には、その禁止は支持されることはできない。本件では、連邦地裁はこのような事実認定を何もしなかつたし、当法廷の独自の記録審査によつても、腕章の着用が実体的に学校の業務に干渉したり他の生徒の権利を侵害したりすることを予期する理由を学校当局が有していたという証拠を見出すことはできない。逆に、学校当局の行為は、ヴェトナム戦争反対の「沈黙のシンボルたる腕章によつて惹起されるかもしれない争論を回避しようとする緊急の願望に基づいていたように思われる」。

また、「学校当局は、政治的意味ないし論争の意味をもつあらゆるシンボルの着用の禁止を意図していなかつた」。記

録によれば、一部の学校の生徒は国家的な政治的キャンペーンと関係するボタンを着用していたし、なかには伝統的にナチズムのシンボルである鉄十字を着用さえしていた。だが、これらの禁止は命じられなかつた。ヴェトナム戦争反対を示す黒腕章のみが禁止の対象として選び出されたのである。明らかに、一つの特定の意見の表現の禁止は、少なくとも学校業務とか紀律への物理的かつ実体的な干渉を回避する必要があるという証拠がない場合には、憲法的に許容され得るものではない。

「我々の制度の下では、州運営の学校が全体主義の飛び地(enclaves of totalitarianism)であつてはならない。学校当局者は生徒たちに対して絶対的な権力を有していない。生徒たちは、学校の内でも外でも、我々の憲法の下での「人(persons)」である。生徒たちは、州への義務を尊重しなければならぬと同様に、州が尊重しなければならぬ基本的権利を所有している。我々の制度の下では、生徒たちは、州が伝えるために選んだことのみを受け取る閉回路の受取人(closed-circuit recipients)と見なされてはならない。生徒たちは、公的に認められた考えの表現のみに限定されてはならない。言論を規制する憲法上の有効な理由を特に立証することが欠けている場合は、生徒たちはその考えを表現する自由を有する」。

「生徒たちの間での人格的な相互交流」は、「学校に出席するプロセスの不可欠な部分であるだけでなく、それはまた教育上のプロセスの重要な部分である」。生徒は、正規の学校時間中、食堂とか運動場とかキャンパスとかで、「学校運営において適切な紀律の要求に物理的かつ実体的に干渉したり」、他人の権利を侵害したりすることがなければ、ヴェトナム戦争のような論争的な問題についてさえ、自分の意見を表現することができる。

「表現の自由は、もしその権利が、慈悲深い政府が風変わりな人に対する安全な避難所 (a safe haven) として提供した場所においてのみで行使され得るものであるならば、真に存在しているとは言えないであろう」。

原判決の破棄、差し戻しを命じる。

(6) ストリート事件判決 (一九六九年四月二二日、連邦最高法院)

高裁判所)

Street v. New York, 394 U.S. 576 (1969)

〔市民抗議のための国旗侮蔑・焼却に関係する事例〕

一九六六年、ブルックリンの自分のアパートでラジオを聴いていた被告人は、ニュース報道で公民権運動のリーダーのジェームズ・メレデイスがミシシッピ州で狙撃されたこと

を知った。被告人は、それまでは祝祭日に掲揚していたアメリカ国旗を引き出しから取り出して街角に持って行き、それにマッチで火をつけた。その場面を数十人の公衆が見ていた。そこにやってきた警官は、被告人が「忌まわしい国旗なんか必要ない」と通行人にしゃべっているのを耳にした。また、警官に質問された際、被告人は「あんなことがメレデイスに起きるなら、アメリカ国旗はいらない」と話した。

ニューヨーク州刑法は、アメリカ国旗を公共の場所において、損壊したり、汚損したり、冒瀆したり、踏みつけたり、侮蔑したりすることを軽罪としていた。下級審判決はいずれも、被告人を執行猶予付きの有罪とした。連邦最高裁は、五対四で、下級審の有罪判決を破棄、差し戻した。ハーラン裁判官が法廷意見を執筆し、ウォーレン首席裁判官、ブラック、フォータス、ホワイットの各裁判官がそれぞれ反対意見を執筆した。

被告人は、彼を有罪とすることは次の三つの理由で違憲であると主張していた。①当該法は、「言葉によって」国旗を冒瀆したり、侮蔑したりすることを犯罪としているがゆえに、文面上と適用上の両方で、過度に広範である。②当該法は、禁止される行為を明確に定義していないがゆえに、あいまいで不正確である。③抗議手段としてアメリカ国旗を破壊したり損なったりすることは連邦憲法によって保護される表現の

自由を構成するので、ニューヨーク州はそうした行為を合憲的に処罰することはできない。法廷意見は、①の観点で、当該法はアメリカ国旗について挑戦のない侮蔑的な言葉を話すことだけで処罰することを認めているがゆえに、当該法を本件に適用するのは違憲であると判断し、②③については考慮する必要がないとした。国旗との関係での思想の自由、表現の自由についての法廷意見は次の通りである。

〔法廷意見〕被告人の逮捕時、彼は道路の角に立って公衆と話しをしていた。被告人と燃えている国旗の周囲に集まった公衆は、道路または歩道の通行のじやまをしなかつたし、無秩序でも人に脅威を与えるようなものでもなかつた。このような状況の下で、被告人を処罰することで助長されると考えられる可能性がある「政府の利益」は四つある。①被告人が他人に不法な行為を言葉でそそのかすことを抑制するという利益。②挑発された他人が物理的に被告人に報復し、そのことで治安妨害を引き起こすような扇情的な言葉を被告人が話すのを防ぐという利益。③アメリカ国旗についての被告人の言葉にシヨックを受けるかもしれない通行人の感情を保護するという利益。④被告人が国旗に当然の敬意を示すのを確保するという利益。しかし、これらのいずれの利益も、被告人の有罪を憲法的に正当化しない。

まず、被告人の言葉は、何か不法なことをするように誰か

に促すようなものではなかつた。それは、合衆国が国家的象徴の一つを捨てざるべきだという考えのいくらか興奮した公共的唱導にすぎなかつた。「連邦憲法修正第一四条は、我々の諸制度の平和的な変化の公共的唱導に対して州が刑事罰を課するのを禁止している、ということは明白である」。

次に、一部の聴衆が被告人の不敬な言葉を聴いて、報復につき動かされるかもしれないということは考えられるけれども、被告人の言葉が、「『平均的な人間を報復へ挑発し、そのことで治安妨害を引き起こし得る』ような『喧嘩言葉』（一九四二年のチャプリンスキー事件連邦最高裁判決）」であるほど本来的に扇情的なものではなかつた。

更に、通行人がシヨックを受けるかもしれないということについては、「我々の憲法の下では、公共の場での思想の表現は、それを聴く者の一部を不快にさせるという理由だけで禁止され得ないことは、確固として定立されている」。

最後に、被告人の言葉は、あらゆる市民に要求される国旗への敬意を示していないという理由も本件の有罪の根拠とならない。パーネット事件連邦最高裁判決はこう述べていた。

「本件が困難なのは、それを解決する原理が曖昧であるからではなく、関係する国旗が我々自身の国旗であるからである。それにもかかわらず、知性的かつ精神的に多様であるという自由、更には対立させるといふ自由は社会組織を分解させ

るのであるう、という恐れを全くもたずに、我々は憲法の規制を適用する。……他人と異なる自由は、たいして重要でない事柄に限られない。そうしたことは、自由の影にすぎない。

自由の実体が試されるのは、現存の秩序の核心に触れる事柄について他人と異なる権利があるか否かである。「我々の憲法上の星座に不動の星があるとすれば、それは、いかなる当局者も——上の地位であれ下の地位であれ——、政治、ナシヨナリズム、宗教において、または見解に関わる他の問題において、何が正統であるかを定めることはできないし、あるいは市民に対してその信条を言葉や行為によつて告白するよう強制してはならない、ということである」。

憲法的に保障された「精神的に多様で、対立させざる自由」および「現存の秩序の核心に触れる事柄について他人と異なる自由」は、挑戦的で侮蔑的な意見を含めて、我々の国旗についての意見を公共の場で表明する自由を包含している、ということを我々は疑わない。

〔反対意見〕ウォーレン首席裁判官、ブラック裁判官、フォータス裁判官の反対意見はそれぞれ、被告人はその言論によつてでなく、公共の場でアメリカ国旗を焼却したことで有罪とされるとし、ホワイト裁判官の反対意見は、原審の判決が被告人を言論と国旗焼却の両方で有罪としたものであつても、その判決は支持されるとした。

(7) フレイン事件判決(一九六九年二月二〇日、ニュー

ヨーク東部地区連邦地方裁判所)

Frain v. Baron, 307 F.Supp. 27 (E.D.N.Y. 1969)

〔生徒〕国旗忠誠時の起立・退室拒否に関係する事例〕

本件は、毎日の忠誠の誓いに際して教室から退室することを、連邦憲法修正第一条を根拠として拒否したことで、停学処分にされた三名の生徒が復学を求めて提訴した二件の事件が併合審理されたものである。

もともと「忠誠の誓い」はバプテスト派の牧師のフランシス・ペラミーによつて創られ、一八九二年一月、「アメリカ発見四百年祭」でのシカゴ万国博覧会にて使用されたものである。訴訟当時のニューヨーク州の規則上の忠誠の誓いの言葉はこうである。「私は、アメリカ合衆国の国旗に、およびそれが象徴する共和国すなわち全ての人に自由と正義をもたらす、不可分の、神の下に一つの国家に、忠誠を誓います」。このなかの「神の下に (under God)」という言葉は一九五四年に加えられ、この言葉を唱えることは誰でも免除され得る。同州の公立学校では、授業開始時に毎日、国旗への忠誠の誓いが唱えられ、それに続いて愛国歌の斉唱がなされることになっていた。「この儀式の目的は、愛国主義および民主主義制度への忠誠を鼓舞することである」。

一件の原告のメアリー・フレインとスーザン・ケラーは白人の女子中学生であり、もう一件の原告のレイモンド・ミラーは黒人の男子高校生である。

三人の原告は、「全ての人に自由と正義をもたらす」という言葉はアメリカでは本当ではないという信念で、忠誠の誓いを唱えることを拒否した。一人は無神論者であり、「神の下に」という言葉にも反対した。彼らは、自分たちが嘘と考へることに参加することになるので、誓いの時間中に起立することを拒否した。彼らはまた、教室から出て、その儀式の終了まで教室の外で立っていることも拒否した。というのも、「教室からの排除は、憲法上の権利を行使したことに對する処罰である」と彼らは考へたのである。つまり、彼らは、「不参加の権利」を主張しただけでなく、座ったままでいることによつて「黙つて抗議する権利」を主張したのである。

原告のフレインとケラーの他にも、その学校には、忠誠の誓いの時間中、沈黙して着席していた生徒が多数いたが、この生徒たちは、校長室に呼び出された後、忠誠の誓いの時間中は黙つて立つておくか、または教室の外に出るかという選択肢の一つを受け入れた。原告のミラーは、誓いの拒否の理由を文書で学校当局に提出するように要求された。彼は、その文書のなかで次のように述べていた。アメリカはたぶん世界で最も偉大な国であらうが、アメリカには一定の基本的な

変化が必要であり、全ての人に對して、本當の平等、自由および正義を提供し、マイノリティの抑圧を終わらせ、黒人の人々に向上のより大きな機会を与えなければならぬ。誓いについては、「全ての人に自由と正義をもたらす」は本當でないと思つるので、嘘に對して誓いをするを拒否する。

誓いの儀式に参加しない生徒には退室を要求するという方針を採用した教育長は、「儀式の時間中に着席することは混乱を造り出し得るので、いかなる生徒も着席することが許されるべきでないと、私は信ずる」と述べていた。また、ミラーの高校の校長は、「忠誠の誓いの時間中に座ったままでいることを認めることは、『紀律の維持にとつて現実かつ現在の脅威 (a real and present threat)』となり、『教育的に無謀 (foolhardy)』である」という宣誓供述書を出していた。連邦地方裁判所は次のような判決を出した。

〔判旨〕「バーネット事件連邦最高裁判決は、法的に命じられた国旗の儀式に参加しない生徒の権利を確立した。この判決の權威の下で、シエルダン事件で連邦地裁は、「国歌斉唱の際に起立を拒否することは学校からの排除を正当化しない」と判示した。しかし、バーネットもシエルダンも「選択肢は、参加か学校からの排除かのどちらかであった」ところが、本件では「教室に座ったままでいる権利」という選択肢も関係していた。この点で参考になるのは、ティンカー事

件連邦最高裁判決(一九六九年)である。この判決は、「公立学校の生徒は、ヴェトナムへのアメリカの関与に抗議するために黒い腕章を着けること——教室での沈黙の表現の形態——で停学にされることはできない」とした。ティンカー事件判決は、学校当局が生徒の表現に特定の制約を課するには、それを正当化する立証責任が学校当局にあるとした。生徒は、「物理的に他の生徒の権利を侵害したり、学校活動を混乱させたりしない限り、自分の表現形態を自由に選ぶことができる」のである。

ティンカー事件判決のアプローチがなぜ本件で使われるべきでないのかという説得力のある理由を学校側は提示していない。忠誠の誓いの時間中、教室から出るという学校側提示の選択肢の拒否が処罰を構成することを、原告が当法廷を説得する義務はない。「むしろ、座ったままでいるという原告に選択された特定の形態の抗議が、物理的に他の生徒の権利を侵害したり混乱を引き起こしたりしたということを学校側が当法廷を説得しなければならぬ」。

学校外における修正第一条の権利の行使に関わる連邦最高裁判決の諸判決は、本件での原告の立場を支持している。公立図書館での座り込みとの関係で、連邦最高裁はこう述べた。言論の自由という権利は言葉の表現に限られるだけでなく、「平和的で秩序ある方法で、抗議者がそこに在る権利をもつ

場所に、抗議の意味を込めて黙って居続ける権利」をも含むものである (Brown v. Louisiana, 383 U.S. 131 [1966])。また、別の連邦最高裁判決は、修正第一条は「我々の国旗について自分の意見——挑戦的または侮蔑的な意見を含む——を公に表現する自由」を与えていると判示している (Street v. New York, 394 U.S. 576 [1969])。

「無秩序の恐れは、修正第一条の権利の平和的な行使を制限する根拠から除外されてきた」。例えば、ティンカー事件連邦最高裁判決はこう述べていた。「特定化されない恐れまたは混乱の懸念は、表現の自由の権利を負かすには不十分である。絶対的な統制からの逸脱はいかなるものもトラブルを引き起こす可能性がある。マジヨリテイの意見からの変異はいかなるものも恐れをかき立てる可能性がある。教室で、食堂で、またはキャンパスで話される、他の人の見解から外れたいかなる言葉も争論の発端となったり、もしくは混乱を引き起こしたりする可能性がある。だが、我々がこのリスクを引き受けなければならぬことを我々の憲法は語っている」。

「教育上の観点または礼儀に訴えかけることもまた、修正第一条の保障内の表現に対する強制的な対応措置の根拠としては不十分である」。

他の生徒たちが忠誠の誓いをしない原告に加わったという事実は、原告の抗議を妨害する正当な理由とはならない。「修

正第一条は、効果のない抗議と同様に好結果の異議も保護する」。

最近、ユニオン・カレッジのマーティン学長は、本件のような事件に触発されてかき立てられる感情にこう注意を呼びかけた。「一部の宗教的セクトが国旗への忠誠の誓いをするのを拒否していることは、自分たちとは異なる主義に同意できないと考えている多くの市民を憤激させている」。しかし、「こうした無秩序な反応が出てくるといふ恐れが平和的な見解表明を制限する根拠となる」と憲法は認めていない」。ティンカー事件で連邦最高裁が述べたように、「表現の自由は、もしその権利が、慈悲深い政府が風変わりな人に対する安全な避難所として提供した場所においてのみで行使され得るものであるならば、真に存在しているとは言えないであろう」。本件で停学の暫定的差止命令が容認される。

(8) ハノーヴァー事件判決(一九七〇年五月一日、コネティカット地区連邦地方裁判所)

Hanover v. Northrup, 325 F.Supp.170 (D. Conn., 1970)

〔教師〕国旗忠誠時の起立・宣誓拒否に係る事例〕

地区教育委員会は新教育長の方針に沿って、「国旗への敬

礼は幼稚園児から八年生までの毎日の授業開始儀式の一部となるべきである」という指示を各学校に出した。中学校の女性教師のハノーヴァーは、敬礼の儀式の際の「全ての人に自由と正義をもたらす」という言葉は本場の事実を述べていないと考え、忠誠の誓いをリードし唱えるのを拒否することを学校長に通知し、かつ生徒の一人に誓いの儀式についてクラスをリードするよう配置した。その儀式の間、彼女は頭を下げて机に座ったままの姿勢を保っていた。教育長はハノーヴァーに儀式をリードするように命じたが、彼女はそれを拒否した。その拒否を「不服従」とみなして、教育長は彼女を停職処分にした。教育委員会は教育長への不服従を唯一の根拠にして彼女との契約を打ち切った。彼女は、修正第一条の表現の自由および修正第一四条の適正な法手続きと平等保護を根拠に、契約打ち切りの禁止と復職を求めて提訴した。連邦地裁は次のような判決を出した。

〔判旨〕最近の連邦最高裁と下級連邦裁判所の諸判決は、学校における修正第一条の行使に対する保護の方法の拡大を反映している。ティンカー事件連邦最高裁判決が述べるように、「学校という特殊な環境のなかで適用される修正第一条は教師と生徒に利用されることができる。生徒が教師のいずれかが、言論ないし表現の自由に対する自分たちの憲法上の権利を校門のところで打ち捨ててくる」と主張されることは

ほとんどできない」。

忠誠の誓いを唱えたりリードしたりするのをハノーヴァーが拒否したことが、「職を失うという危険で禁止されてはならない修正第一条によって保護される表現形態」であるということは問題にならない。表現に関する修正第一条上の権利は、開放的で民主主義的な社会の保持にとつて基本的なものである。というのも、その権利の行使の制限は、議論を通して社会の価値が設定されたり法が改良されたりすることを抑制することになるからである。

テインカー事件で連邦最高裁は、生徒か教師のいずれかの表現を制限するのを正当化する理由を立証する責任を明確に学校当局に課している。州が主張する正当化理由を評価する際には、バーネット事件連邦最高裁判決のなかの、表現の自由は「州が合法的に保護することができる利益に対する重大かつ即時の危険を防ぐためにのみ制限が可能である」という言説が参照されなければならない。

本件では、ハノーヴァーの行為が学校活動の混乱をもたらしたという示唆、あるいは彼女の行為が他の教師または生徒の権利の干渉となったり否定になつたりしたという示唆は何もない。反対に、ハノーヴァーが生徒の一人に誓いの儀式でクラスをリードするように指示したという、および彼女の行為の結果として生徒に何も紀律上の問題がなかつたという彼

女の証言は否定され得ない。

彼女の生徒の一部が、彼女の行為によつて忠誠の誓いをしない動機となつたかどうかは問題でない。フレイン事件連邦地裁判決が述べるように、「修正第一条は効果のない抗議と同様に好結果の異議も保護する」からである。

原告との契約の打ち切りの禁止と原告の復職が暫定的に命じられる。

(9) バンクス事件判決(一九七〇年六月二十六日、フロリダ

南部地区連邦地方裁判所)

Banks v. Board of Public Instruction of Dade County, 314 F.Supp. 285(S.D.Fla., 1970)

〔(生徒)国旗忠誠時の起立・宣誓拒否に関係する事例〕

ホームルームの時間中に毎朝行われる国旗敬礼の儀式の間、起立するのを拒否したことで、教育委員会規則に基づいて停学処分されたフロリダ州の高校生のアンドリュース・ロバート・バンクスは、フロリダ州法の下で、「国旗、忠誠の誓いおよび国歌に関する指導要領」というタイトルの教育委員会規則が、連邦憲法修正第一四条を通して各州に適用される修正第一条の言論・表現の自由条項に違反するとして訴訟を提起した。この規則には、「宗教上ないし他の個人的な深い信

念で国旗への敬礼と忠誠の誓いに参加しない学生は黙つたま
ま起立する」という規定があった。被告の同州デイド郡公教
育委員会の側は、原告の起立拒否は憲法上の言論・表現の自
由の行使に当たらず、かつ誓いの間、学生に起立するように
要求することには満たされるべき「やむにやまれない政府の
目的 (a compelling governmental purpose)」があると反
論した。判決は、連邦最高裁のバーネット事件判決（一九四
三年）とティンカー事件判決（一九六九年）の要点を引用し
た上で次のように論じ、原告の主張を認めた。

〔判旨〕誓いの儀式に際して起立を拒否した原告の行為は
彼の宗教的信仰と政治的意見の表明を構成する。原告はユニ
テリアン派の信徒であり、「単一世界」政府が世界平和にとつ
て必要であると信じており、また起立の拒否は合衆国での黒
人抑圧に対する抗議であると証言している。さらに、原告の
行為は教育過程でなら混乱をも起こさなかつた。修正第一
条は、儀式に際して彼が起立を拒否するのは宗教的、政治的
な信念に基づいていると主張する権利を原告に保障している。
「他と意見が異なる権利、自己の意見を表明する権利、修正
第一条上の権利を全面的に表出する権利は、忠誠の誓いに際
して起立と参加を拒否することによって我々の国旗と国家に
不敬を表すことまで含めて、停学処分を課すことで抑圧され
てはならない」。よって、本件の教育委員会規則が「連邦憲

法修正第一四条を通して各州に適用される修正第一條の言
論・表現の自由の保障と直接的に衝突しているのは明らかで
ある」。同規則は憲法違反であるので、その執行は禁止され
る。

(10) ランドクイスト事件判決（一九七一年六月一日、メ
アリーランド州控訴裁判所）

State of Maryland v. Lundquist, 262 Md. 534 (Md.,
1971)

〔教師・生徒〕国旗忠誠時の起立・宣誓拒否に関係
する事例〕

国旗への忠誠の誓いは、コロンプスのアメリカ「発見」四
〇〇年祭の一八九二年まで考え出されなかつた。ニューヨー
ク州は、一八九八年に忠誠の誓いを教育法上の義務的要求に
した最初の州であつたが、この制定はアメリカイイスパニア
戦争（米西戦争）に触発されたものである。その後、他の州
がこれに追隨したが、メアリーランド州が学校での忠誠の誓
いを義務化したのは第一次世界大戦時の一九一八年である。
国旗忠誠に関係する各州の法令はいくたびか訴訟の対象と
なつたが、一九四三年のバーネット事件連邦最高裁判決まで、
それらの法令は州と連邦の裁判所で支持されてきた。メア

リーランド州では、一九七〇年の本件訴訟が最初のものである。

原告のオーガスト・ルター・ランドクイストは公立高校の社会科教師であり、同じく原告たる息子のエリック・ジョン・ランドクイストは別の公立高校に通学していた。父のランドクイストは、「宗教上の理由でなく、良心 (good conscience) によって、彼のクラスに愛国主義を強いることができないがゆえに、強制的な国旗敬礼儀式に従事することを拒否」し、かつ「この敬礼要求は、彼自身の合衆国への忠誠を自由に表明する権利を排除している」と信じるがゆえに、国旗へ敬礼するよう強制されるのを拒否」と主張し、息子もこの主張を共有していた。

第一審の巡回裁判所は、一九七〇年、バーネット事件連邦最高裁判決に依拠してメアリーランド州の「国旗敬礼」法は連邦憲法の修正第一条と修正第一四条に違反するという宣言的判決を出した。控訴裁判所はこれを支持し、次のように判断した。

〔判旨〕メアリーランド州側は、バーネット判決は宗教的根拠に基づくものであるので本件を支配しないと主張したが、これに対して、第一審判決はたいへん思慮深く、バーネット判決は主に言論の自由を根拠としていたので本件を支配するとした。我々の見解でも、バーネット判決は明白に修正第一

条下の言論の自由に基づいており、よって当法廷を拘束する。生徒の言論の自由の権利に関係する、バーネット以来の最も重要な判決は一九六九年のティンカー事件連邦最高裁判決である。この判決のなかで、連邦最高裁は、少なくとも、「生徒の活動が学校の業務と規律を物理的にかつ実質的に妨害している」という立証があればともかく、そうでない限り、ヴェトナム戦争に抗議するため教室で黒い腕章を黙って着けておくことは学校の規則で禁止されることはできないと結論づけた。ティンカー判決はバーネット判決に直接的に由来する。

ティンカー判決は、生徒も教師も校門のところで言論ないし表現の自由への自分たちの憲法上の権利を打ち捨てて学校に來るのではないということを論証するためにバーネット判決に依拠した。

学校の適切な活動を物理的に妨害しない限り、忠誠の誓いの儀式のいかなる段階へも参加を拒否するのが処分の対象となり得るとは決して思わない。本件は、潜在的または現実的な妨害という事実に関わる争点を提起していない。メアリーランド州法の国旗敬礼の要求と処罰の規定は連邦憲法違反であり、よって無効である。

- (11) ラッソー事件判決 (一九七二年一月一四日、連邦第二巡回区控訴裁判所)

〔教師〕国旗忠誠時の宣誓・敬礼拒否に係る事例〕

本件は、公立高校の美術の教師が学校での国旗敬礼の儀式に加わることを拒否したことで免職されたことが連邦憲法修正第一条に違反するか否かの事件である。

ニューヨーク州のヘンリエッタの教育委員会に見習い美術教師として採用されたスーザン・ラッソーは、一九六九年九月一日、地元のスペリー高校に配属された。雇用の条件として、連邦と州の憲法を擁護することを確認する宣誓書に署名することがニューヨーク州の教育法によって要求されていたので、彼女は留保なしにその宣誓書に署名した。九月に新学期が始まってまもなく、「忠誠の誓い」が毎日、唱えられ、および「全ての生徒と教職員は国旗に敬礼するように期待される」という通知が学校の掲示板に発表された。

ラッソーは、美術教師としての職務に加えて、ホームルーム担当と一四〜一六歳の生徒二〇〜二五人の指導監督を割り当てられた。これに、経験者のキャサリン・アダムズが上司として配置された。

アダムズは毎朝、国旗に敬礼し忠誠の誓いを唱えたけれども、ラッソーはそうしなかった。出勤の最初の日から、誓い

を唱える時間がくると、ラッソーは起立して国旗に顔を向けたが、誓いを唱えることも国旗に敬礼することもしなかった。彼女は敬意を払い、気をつけの姿勢でただ起立していた。彼女が生徒にもそうするように影響を与えようとしたとか、彼女の行為の結果として教室に混乱が生じたとかの証拠は何もなかった。彼女の信念は、誓いのなかの「全ての人に自由と正義」という言葉はアメリカの生活の特性を反映していないということであった。このため、彼女は、誓いの言葉を口にすることは偽善の行為であると感じていた。

ラッソーは、九月の新学期の最初から誓いを唱えることをしていなかったが、彼女の行為は一九七〇年の四月のある時期まで学校当局の注意を引かなかった。むしろ、彼女の授業はあらゆる点で好ましいと学校当局に評価されていた。ところが、四月のある時期、一部の生徒と親が、ラッソーが国旗に敬礼していないことを学校長に通報した。四月一九日の朝、学校長はラッソーの教室に入り、誓いが行われている間、ラッソーが沈黙して起立しているのを見た。翌日、彼女は学校長室に呼び出され、その行為を説明するように質された。彼女は先述の理由を述べるとともに、宣誓と国旗敬礼をする気がないのは個人的な良心の問題であることを付け加えた。

一九七〇年の春に学校当局がラッソーの行為について通報を受けたのは偶然ではなかった。その数カ月前から、国旗敬

礼の規則がヘンリエッタの町で論議の対象になつてゐた。二月二日に出された教育委員会の指示は、全ての生徒は誓いに際して起立すべきであるとしていたが、四月一四日、教育委員会はそれを取り消し、「真摯な良心上の信念」のゆゑに誓いの儀式に参加できない生徒は、誓いに際して着席したままでいることが許されると発表した。この規則は教育委員会の公開会議で激しい論議の対象となつた。五月一日、学校長は再びラッソーの教室を訪れ、彼女の行動を観察した。その後、学校長は執務室で、もし彼女が辞職しなければ、彼女の仮採用の任命は更新されるべきでないと教育長に勧告するつもりであると彼女に告げた。彼女はその理由を尋ねたが、学校長は見習い教師の扱いについて彼の処置を説明する義務はないと述べて、理由説明を拒絶した。ラッソーは辞職を拒否した。

五月一二日、学校長は、ラッソーは来る新学年に再任されるべきでなく、彼女の雇用を六月三〇日付けで打ち切るようにという勧告書を教育長に提出した。その五月一二日の夕方、教育委員会は四月一四日の規則を修正し、国旗敬礼を拒否する生徒はすべて、敬意を払い黙つて起立することを要求する新規則を出した。六月二三日、教育委員会はラッソーを何も理由を示さずに免職にした。

ラッソーは、この免職は修正第一条上の権利を侵害し、かつ修正第一四条上の法の適正な手続きを否定しているとして、

復職、未払給料の支払、損害賠償を求めて提訴した。

第一審の連邦地方裁判所のパーク裁判官は、簡単な事実認定と結論のみでラッソーの訴えを棄却した。つまり、この判決は、ラッソーの仮採用は以下の理由で打ち切られたとした。

①「学校の規則に従わなかったこと」、②「美術科の一つの課程を教えることを拒否したこと」、③「協調の欠如」、④「忠誠の誓いへの参加の拒否」、⑤「彼女の全ての職務を果たすのをしなかつたこと」、⑥「彼女と学校との衝突に生徒会を巻き込まれたこと」。

これに対して、控訴裁判所は次のような判決を出した。

〔判旨〕地方裁判所による事実認定は「明白に誤つてゐる」ものでない限り、当法廷を拘束するが、我々は、④を除いて、地裁の事実認定は「明白に誤つてゐる」と考える。

⑥については記録上、全く何の証拠もない。②は美術科の製陶術の課程を教える意思のないことをラッソーが述べたことと関係があるが、しかし学校長はラッソーに製陶術の課程を教えるように求めていたことは一度もなく、またその課程のための新しい教師が既に雇用されていたことなどを考慮すると、これも免職の理由にならない。①③⑤は④との関係で出てくるものであり、また⑤には、ある件を報告しなかつたことも付け加えられているが、これは「とるに足らない」ことである。結局は④が免職の唯一の理由であつたということ

になる。以下、この問題を検討する。

もし本件が教師でなく生徒の権利に関係するものであるならば、我々はそれをバーネット事件の連邦最高裁判決を参照するだけで処理することができるかもしれない。しかし、本件では我々は、教育委員会の方針に沿って生徒の柔順で感受性の強い精神を形成・指導するために教師が自主的に引き受けた責務が、そうでなければ教師が享受するであろう憲法上の権利を縮減するのかが問われている。

学校で黒い腕章を着用することによって、ヴェトナム戦争へのアメリカの関与に静かに抗議する教師の権利を審理したジェームズ事件判決は、生徒のそうした権利を明確に認めたいンカー事件連邦最高裁判決（一九六九年）に基づいて出された（James v. Board of Education, 461 F.2d 566 [2d Cir. 1972]）。このジェームズ判決は、保護される表現を行ったことで教師を免職することはできないと判示した。バーネット事件連邦最高裁判決は、学校の生徒は忠誠の誓いを述べることを強いられるべきでないとしたが、これは教師にも妥当する。生徒も教師も「言論または表現の自由への憲法上の権利を校門のところで捨てる」ことはしないというティンカー判決の教示は、我々の手引きである。

学校側も国旗敬礼プログラムを維持することに対する実質的利益を有する。だが、「我々の最も貴重な自由」に密着す

る分野では規定上の「精密さ（precision）」が必要とされる（NAACP v. Button, 371 U.S. 415 [1963]）。また、伝統的な修正第一条上の理論によれば、州が保護される修正第一条上の自由は「実質的な負担」を課する場合には、州はその目的を修正第一条上の自由の活力の存続に「より強力でない（less drastic）」効果をもつ手段によって達成しなければならぬ、ということが要求される（United States v. Robel, 389 U.S. 258 [1967]）。本件に関わる教育委員会規則は、この種の「精密さ」と「より制限的でない（less restrictive）」効果が顕著に欠けており、よって、修正第一条によって要求される憲法上の「厳密性（exactness）」を満たしていない。

ラッソーは、彼女のクラスを混乱させもしなかったし、生徒が誓いを唱えるのを妨害しようとしなかった。クラスは上級教師のアダムズの有能な指導下で、毎日、国旗敬礼のプログラムに加わっていたことを記録は示している。国旗敬礼のプログラムを維持する州の利益は、ラッソーのクラスでは、彼女の参加無しでも、十分に満たされていたことは明らかである。

事実上、本件のように、教師が憲法上、保護される活動を行ったことで免職が指示される場合、その免職は有効とはならない。我々はまた、ラッソーが国旗忠誠の誓いを拒否したことで免職されるべきでないという我々の判断にもかかわら

ず、彼女の考えを共有しない。しかし、修正第一条は我々の憲法上の権利のうちで最も重要なものであると位置づけられているがゆえに、言論の自由の貴重な権利は、その言論が自分にとって不快なものであっても、保護を要求するということを、我々は認識しなければならぬ。表現の自由は、ジェームズ事件判決で述べられたように、「呼吸をする空間」を必要とする。「強制される愛国主義は、強制される忠誠がまさに忠誠の反対物であるのと同様に、偽りの愛国主義である」。我々は、「信念も意味もなしに、また心に別のことを考えて、毎朝、機械的に忠誠の誓いを唱える市民」を賞賛すべきでないのと同様に、我々は、「誓いを拒否したことだけで市民——特にラッソーのようにその信念が誠実で良心的なものである市民——」の忠誠を非難すべきではない。

「発言するようにという不法な要求を前にして黙ったままである権利は、沈黙するようにという不法な要求を前にして発言する権利と同様に、修正第一条上の保護の一部であるというのが我々の結論である」。

よって、第一審判決は破棄、差し戻される。

(12) ゲーツ事件判決(一九七三年四月一九日、連邦第二巡回区控訴裁判所)

Goetz v. Ansell, 477 F.2d 636 (2d Cir., 1973)

〔生徒〕国旗忠誠時の起立・退室拒否に係る事例〕

ニューヨーク州の公立高校の生徒のセオドル・ゲーツが、「合衆国の全ての人には自由と正義は存在しない」と信じてがゆえに、忠誠の誓いに参加するのを拒否したところ、学校側は、誓いの儀式の時間中、教室を出るかまたは沈黙して起立するかを選択をゲーツに提示した。ゲーツは、彼には静かに着席したままでいる修正第一条上の権利があると主張し、停学処分にされた。彼は復学を求めて提訴した。

第一審のニューヨーク北部地区連邦地裁は、ゲーツが行政上の救済手段を尽くしていないとして、請求を棄却した。控訴裁判所は、ゲーツは行政上の救済手段を尽くしているとして、本件を実体的に審理した。

〔判旨〕バーネット事件連邦最高裁判決が国旗敬礼と誓い唱和の強制に関わるものであったのに対し、本件では原告のゲーツは沈黙して起立するという選択肢を与えられていたことは確かである。だが、バーネット事件での連邦最高裁は、州が「受容と敬意の他の表象行為——お辞儀とか脱帽とか膝を屈めることか——を要求する可能性に気付いており、それで、生徒が「言葉または行為によって」忠誠を肯定するよう強制してはならないと繰り返ししていた。本件では、「起立の行為がそれ自身が誓いの一部であった」。ニューヨーク州

の規則はそう規定している。起立は「敬礼または誓いの言葉の発声と同様に、受容と敬意の表象行為である」(一九七〇年のバンクス事件連邦地裁判決)。したがって、原告に提示された沈黙して起立するという選択肢は、彼の深い信念に反して強制されることができない行為であり、誓いそのものと同じく、要求することはできない。

被告はまた、原告は教室を出るという選択肢をもっていたと指摘する。だが、「もし州が誓いへの参加を強制できないとすれば、州は不参加を処罰することはできない。そして、誓いが行われている間、退室するように要求することは、被告のその動機がいかに善意からのものであろうとも、処罰と同じ効果をもつと一部のの人に考えられてもつともである」。

被告は、連邦最高裁のバーネット判決とティンカー判決に沿って、原告が誓いに参加しない修正第一条上の権利をもつことを認めながらも、他の生徒も権利をもっており、かつティンカー判決は物理的に授業を妨害したり、実質的な混乱や他人の権利の侵害を伴ったりする行為は保護しないと主張する。この主張はまともであるが、本件の事実はその適用を正当化しない。本件では、授業の妨害、混乱、他人の権利の侵害のいかなる証拠もない。我々は、この国へ忠誠を誓うことに対する原告の抵抗を共有しないが、原告による信念の保持は保護されなければならない。第一審判決は破棄される。

(13) ゴーグエン事件判決(一九七四年三月二五日、連邦最高裁判所)

Smith v. Goguen, 415 U.S. 566 (1974)

〔市民〕国旗侮蔑に関係する事例〕

小さな布のアメリカ国旗を尻のところに縫い付けたズボンを通じていた被告人は、公共の場でアメリカ国旗を「侮蔑的に取り扱う」者に対して刑事責任を課していたマサチューセッツ州法の下で、同州の各裁判所(the Worcester County Superior Court, and the Massachusetts Supreme Judicial Court) によって有罪とされた。

被告人への人身保護令状を認めたマサチューセッツ地区連邦地方裁判所は、当該州法の侮蔑条項は、連邦憲法修正第一条の下で過度に広範であり、また修正第一四条の下で許容されないほど漠然としているという理由で、被告人を釈放した。連邦第一巡回区控訴裁判所もこれを肯定した。

連邦最高裁判所は六対三で原判決を肯定した。法廷意見はパウエル裁判官が執筆し、これにホワイット裁判官が補足意見を付した。ブラックマン裁判官とレーンクイスト裁判官がそれぞれ反対意見を執筆した(各反対意見にバーガー首席裁判官が加わった)。

本件は、州法の国旗侮蔑条項に関わるものであるが、被告

人の行為には国旗への抗議の意味が込められていたものではなかったことにもより、より本質的な国旗侮蔑の問題それ自体は争点とはならなかった。

(14) スペンス事件判決 (一九七四年六月二五日、連邦最高裁判所)

Spence v. Washington, 418 U.S. 405 (1974)

〔市民〕国旗侮蔑に関係する事例〕

被告人は、テープで作ったピース・シンボルを本人所有のアメリカ国旗の両面に張り付けて、それを自分のアパートの窓からたらしめていたことで逮捕された。被告人の行為は、カンボジア侵攻およびケント州立大学での殺害事件 (オハイオ州立ケント大学の四人の学生がカンボジア侵攻反対デモの最中に州兵に射殺された事件) に抗議するためであった。ワシントン州の第一審裁判所は、図形、シンボルまたは他の有形物が付されたり重ねられたりしている国旗の展示を禁止しているワシントン州法の下で、被告人を有罪にした。州控訴裁判所はこの有罪判決を破棄したが、州最高裁判所は再び有罪判決を出した。

連邦最高裁判所は六対三で、州最高裁判所の有罪判決を破棄した。五人の裁判官による匿名意見 (法廷意見) の他に、

ダグラス裁判官の補足意見がある。パーガー首席裁判官とレーンクイスト裁判官 (これにパーガー首席裁判官、ホワイ裁判官が加わる) がそれぞれ反対意見を執筆した。

〔法廷意見〕 当法廷はこれまで何十年も、国旗使用の意思伝達の意味を認めてきた。国旗は、その使用の多くにおいて、「思想を伝えるのに素朴だが効果的な方法」および「心から心へ伝える近道」(パーネット事件連邦最高裁判決) を含む「象徴的表現」の一形態である。本件の記録において、被告人がシンボルの使用を通して意思伝達したのは、ほとんど疑いない。その象徴的表現は、国旗のみでなく、それに重ねられたピース・シンボルも含んでいた。

「シンボルが表現の目的のために使用されるコンテキストは重要である。というのも、コンテキストはシンボルに意味を与えるからである」。ティンカー事件では、学校おける黒腕章の着用は、その時代の社会の強い関心対象であるヴェトナム戦争についての明確なメッセージを伝えた。本件では、被告人の行為は、カンボジア侵攻およびケント州立大学の悲劇とほとんど同時的であった。ピース・シンボルが付けられ、逆さまにたられた国旗は、奇妙な行動と同じように解されたかもしれないが、被告人がその時期にそれをしたという主意に大多数の市民が気付かないということは考え難い。更に、本件は無分別なニヒリズムの行為ではなかった。それ

は、当時のアメリカ政府の国内的、国際的な所業についての被告人の苦悶の鋭い表現であった。特定のメッセージを伝える意図は現実に存在していたし、状況からして、そのメッセージが、それを見た人々に理解される可能性は大きかった。

とすれば、我々はここで、行動による思想の表現に対する訴追の事件に直面していることになる。その上、行動は、州が一定の管理権をもつ環境においてはではなく、私有財産上で起きていた。よって、我々は、本件の訴追を正当化するために州当局に提示されている利益を特別の注意でもって審理しなければならない。

「州の利益」を簡潔に審理すると、まず最初の利益は「治安妨害の防止」である。しかし、本件では、記録上、これは全く支持されない。次に、州が「通行人の感情を保護しようとしたという利益」についても肯定することができない。ストリート事件連邦最高裁判決が述べたように、「我々の憲法の下では、公共の場での思想の表現は、それを聴く者の一部を不快にさせるといふ理由だけで禁止されてはならない、ということとは確固として定立されている」。その上、本件での被告人は、自分の考えを「囚われの聴衆」に押しつけなかった。不快に感じた者は、その展示から容易に避けることができた。

更に、「我々の国家の純粋なシンボルとしての国旗を維持

するという利益」については、州最高裁はそれを定義せず主張だけしていた。本件でのレーンクイスト裁判官の反対意見が本質的にはそのアプローチを採用している。思うに、この利益は、「あがめられている国家的シンボルが個人とか利益集団とか企業とかによって私有される——そこでは、そのシンボルと特定の製品または観点との結合が、政府による保証と誤って受け取られる危険がある——のを防止しようとする努力」として考えられているのかもしれない。あるいは、その利益は、「シンボルとしての国旗の普遍的性格に基づいている」と主張されているのかもしれない。

「大多数の者にとって、国旗は愛国主義のシンボルであり、我々の国の歴史への誇りのシンボルであり、そして無数のアメリカ人——平時と戦時において、自治と個人的自由が存続する国家を建設し防衛するために共に参加してきたアメリカ人——の奉仕・犠牲・勇気のシンボルである」。国旗はアメリカの統一性と多様性の両方を外に表している。しかし、「他の者にとって、国旗は様々な程度で、異なった意味をもつ。『人はシンボルから、自分がそれに注ぎ込む意味を受け取る。それは、一方の人の慰安であったり、神威であったりするが、他方の人の嘲笑であったり、侮蔑であったりする』(バーネット事件連邦最高裁判決)」。我々はみな、我々の国家的シンボルから何かを引き出すと言ってもよい。というの

も、そのシンボルは「意味のスペクトル」を同時的に伝えることができるからである。

州の利益が仮にあると想定しても、それにもかかわらず、当該州法が被告人の行為に適用される場合、それは違憲である。被告人の行為が、それを見る者に、政府が彼の見解を認めていると誤解させる危険性は何もない。被告人は神聖冒瀆法の下で訴追されているわけでなく、また彼は国旗を恒久的に損傷したり破壊したりしたわけではない。彼は、国旗が思想を伝えるために常に使用される仕方に類似した方法で国旗を展示したのである。その上、彼のメッセージは直接的で、理解されやすく、修正第一条の保障の範囲内にある。

〔反対意見(バーガー首席裁判官)〕「国民的統一のシンボルとしての国旗がどのように保護されるべきかは、各州に、そして究極的には人民のコモン・センスに任されるべきである」。

〔反対意見(レーンクイスト裁判官)〕「本件における州の利益の本質は、『国旗の物理的保全』を維持することだけでなく、国旗を『国家性と統一性の重要なシンボル』として維持することである」。法廷意見は、この重要な利益をわざとらしい無頓着さで扱っているけれども、その利益は最近の発明ではなく、以前から当法廷によって敬意が払われてきた。例えば、ハルター事件で、当法廷は次のように述べていた

(*Halter v. Nebraska*, 205 U.S. 34 [1907])。 「問題の州法は、明らかに、ネブラスカ州の人民の間に愛国感情を培養する目的のなかにその起源があるので、我々は、その目的のための立法において、州が職務を誤ったとか、誰かの憲法上の権利を侵害したとかを宣告するのに気が進まない。反対に、州が不可分につながっている合衆国を愛するように人民を奨励するあらゆる法的手段において、それを選ぶ職務は各州に任されているということは、合理的に肯定され得る」。

他方で、州が国旗の性質を維持する上で有効な利益をもっているという事実は、もちろん、それを強制するために考えることができるあらゆる手段を州が採ることができることを意味しない。州は、全ての市民に国旗を所有するように要求したり、市民に国旗敬礼を強制したりすることはできない。また州は、この国の政策や思想の批判を処罰することができないのと同様に、国旗の批判や、または国旗が意味する原理の批判を処罰することはできない。しかし、本件の州法は、このような忠誠を要求していない。

(15) ウリー事件判決(一九七七年四月二〇日、連邦最高裁判所)

Wooley v. Maynard, 430 U.S. 705 (1977)

〔市民〕州の標語の拒否に関係する事例〕

ニューハンブシャー州法は、一九六九年以來、州の標語である「自由か、しからずんば死か (Live Free or Die)」の文字を乗用車のナンバープレート上に浮き出しにするように要求し、その標語を覆い隠すことを軽罪としていた。「エホヴァの証人」信徒である被上訴人のメイナードとその妻は、その標語を自分たちの道徳的、宗教的、政治的信念に合わないと考え、自分たちの共同所有の乗用車のナンバープレート上の標語を覆い隠した。メイナードは、州裁判所によって当該州法違反で、三回にわたつて有罪とされ、かつ罰金の支払を拒否したことで一五日間、拘留された。その後、メイナードは当該州法の執行に対する差止命令による救済と宣言的救済を求めて、連邦地裁に提訴した。連邦地裁は、ナンバープレート上の標語を覆い隠すことで、将来にわたつて被上訴人を州が逮捕、訴追することを禁止する判決を出した。本件は、連邦最高裁判所に直接上訴された。

連邦最高裁は六対三で、連邦地裁の判決を確認した。バーガー首席裁判官が法廷意見を執筆し、ホワイイト裁判官が一部反対意見を、レンクイスト裁判官が反対意見を執筆した。

〔法廷意見〕連邦地裁は、ナンバープレート上の州の標語を覆い隠す行為を「象徴的言論 (symbolic speech)」としたが、本件を「象徴的言論」の問題とするよりもっと適切な根

拠づけがある。それは、メイナードの次のような証言のなかに出てくる。「私は、道徳的、倫理的、宗教的、政治的に相いれないと考えているスローガンを宣伝するよう州によって強制されることを拒否する」。ここで我々が直面しているのは、イデオロギー的なメッセージを私有財産上に示すことによって、そのメッセージの流布に加わるよう州が個人に合憲的に要求できるのかどうか、ということである。そうできないと我々は判断する。

「州の行為に対抗して連邦憲法修正第一条によって保護される思想の自由の権利 (the right of freedom of thought) は、自由に話す権利と全く話さない権利の両方を含む」(バーネット事件連邦最高裁の法廷意見とマーフイ補足意見を参照)。「宗教的、政治的、イデオロギー的な主義を広める権利を守る制度はまた、他方で同時に、このような理念を助長するのを拒否する権利も保障する。話す権利と話さない権利は、『個人の精神の自由 (individual freedom of mind)』の広義の概念の相互補完的な要素である」。

バーネット事件では、言葉と身振りの両方で国旗に敬意を表する儀式に生徒が参加するように要求する州法の合憲性が主題であった。「国旗敬礼という積極的な行為を強いることは、ナンバープレート上に州の標語をつけるという受身的な行為よりも、個人の自由に対するいっそう重大な侵害を含ん

でいるが、しかしその相違は程度の問題である」。本件において、バーネット事件と同じように、我々は、「日常生活の一部として、本人が受け入れ難いと考えているイデオロギー的な観点の遵守を促進する手段となるように個人に強制する州の方策」に直面している。「州がそうすることに於いて、州は、あらゆる公的コントロールから守るのが修正第一条の目的である知性と精神の領域を侵害している」。

「ニューハンプシャー州の標語の押しつけに大抵の人が賛成しているという事実は、本件を合憲としない。国旗敬礼も大抵のアメリカー人は受け入れることができると考えている。修正第一条は、個人がマジヨリティとは異なる見解をもった

り、または道徳的に賛成できないと考える理念を、ニューハンプシャーが命じるような方法で促進するのを拒否したりする権利を保護している」。

我々は連邦地裁の判決を肯定する。

(16) アブード事件判決（一九七七年五月二三日、連邦最高裁判所）

Aboud v. Detroit Board of Education, 431 U.S. 209 (1977)

〔教師〕在職条件としての思想賛同への拒否に関係する事例〕

ミシガン州法は、州内の政府職員の組合代理の制度を公認していた。これによって、組合に代理されるあらゆる職員は、たとえ組合員でなくとも、在職の条件として、組合費相当額を組合に払わなければならない「エイジェンシー・ショップ」協定（交渉代理協定）が許されていた。デトロイト市教師連合は、デトロイト市教育委員会に雇用された教師の独占的組合であった。組合と教育委員会は団体交渉協約を締結したが、その協約のなかに「エイジェンシー・ショップ」条項があった。

本件は二件の事件が併合されたものであるが、原告の教師たちは、教育委員会、組合等を相手方として、組合費相当額を払う意思がないこと、公共部門での団体交渉に反対であること、組合は原告たちの賛同しない経済的、政治的、専門的、科学的、宗教的な種々の活動と事業を行っていること等を理由として、「エイジェンシー・ショップ」条項は連邦憲法修正第一条と修正第一四条によって保護される原告たちの結社の自由を侵害するものであると提訴した。

第一審の州地裁は原告の訴えを棄却し、第二審の州控訴裁判所も「エイジェンシー・ショップ」条項を合憲としたが、団体交渉と無関係の「政治的目的」のための組合費相当額の支出は違憲の可能性があると判示した。

連邦最高裁は、組合費相当額が団体交渉、契約運用、苦情

調整目的のために組合によって使用される限り、「エイジェンシー・シヨップ」条項は有効であると、また教育委員会等が、公立学校の教師としての職を保持する条件として、本人が反対するイデオロギー的な主義の支持に貢献するよう教師に要求することを禁止すると判示し、更なる審理のため本件を差し戻した。この法廷意見はステュワート裁判官が執筆し、レーンクイスト、ステイブンソン、パウエル各裁判官が補足意見を執筆した。在職条件としての思想賛同の拒否に関わる部分のみ、次により詳しく紹介する。

〔法廷意見〕上訴人の教師たちが政治的目的のために貢献をするように強制されるという事実は、他でもなく彼らの憲法上の権利の侵害をもたらす。というのも、「修正第一条の憲心臓部には、個人は自由に自分の信条をもつべきだという観念、および自由な社会では人の信条は州によって強制されるのでなく、本人の精神と良心によって形成されるべきだという観念が存在する」。信条の自由は、修正第一条の保護の付随的、二次的な側面ではない。バーネット事件連邦最高裁判決が述べたように、「我々の憲法上の星座に不動の星があるとすれば、それは、いかなる当局者も——上の地位で下の地位であれ——、政治、ナショナルリズム、宗教において、または見解に関わる他の問題において、何が正統であるかを定めることはできないし、あるいは市民に対してその信条を

言葉や行為によって告白するよう強制してはならない、ということである」。

これらの原則は、州が、いかなる個人にも神への信仰を確言するよう強制したり、公職を保持する条件として政党と連係するよう強制したりすることを禁止する。これらの原則は、まさに本件にも適用されるものであり、「被上訴人が、公立学校の教師としての職を保持する条件として、本人が反対するイデオロギー的な主義の支持に貢献するよう教師に要求することを禁止している」。

もっとも、我々は、組合がその政治的見解の表明のために、政治的立候補者のために、団体交渉代理としての職務に関係のないイデオロギー的な主義の推進のために、資金を使うことが憲法的にできない、とは考えない。憲法は、その経費が、そうした思想・理念の促進に反対しない職員によって、および雇用の喪失という脅しで本人の意思に反してそうするよう強制されていない職員によって、支払われるということのみを要求している。

(17) リップ事件判決（一九七八年七月一八日、連邦第三巡回区控訴裁判所）

Lipp v. Morris, 579 F.2d 834 (3rd Cir., 1978)

〔生徒〕国旗忠誠時の起立・宣誓拒否に関係する事例〕

ニュージャージー州の一六歳の女子高校生デボラ・リップは、同州法が学校で国旗への忠誠の誓いが行われている間、彼女に起立させて、彼女のいう「象徴的な表示行為 (symbolic gesture)」をするのを強いていることは連邦憲法修正第一条と修正第一四条に違反しているとして、学校長その他を相手に訴訟を提起した。

原告は、忠誠の誓いの言葉は彼女の「信条」に反しており、「沈黙を保ち、起立を強いられない権利」は修正第一条から直接的に出てくる権利であると主張した。これに対して、被告は、「黙ったまま起立していることは着席しているのと同じ」であり、単なる起立だけで原告の権利を侵害するものではないと反論した。

第一審のニュージャージー地区連邦地方裁判所は、国旗への敬礼の間、それに注意を払って起立するように学校生徒に要求している同州法は憲法違反であると判示し、連邦第三巡回控訴裁判所もこれを是認した。

- (18) ジョンソン事件判決 (一九八九年六月二日、連邦最高裁判所)

Texas v. Johnson, 491 U.S. 397 (1989)

〔(市民)国旗焼却に関係する事例〕

一九八四年の共和党全国大会がテキサス州ダラスで開催されている間、ある集団がレーガン大統領——彼の再選のための指名が同大会でなされつつあった——の政策に抗議するため、ダラスで政治的デモを行った。そのデモの過程において、デモ参加者の一人によって国旗掲揚ポールから下ろされた国旗を手渡された被告人のジョンソンは、ダラス市庁舎前で、その国旗に灯油をかけて、火をつけた。国旗が燃えている際、デモ参加者は「赤、白、青のアメリカよ、我々はお前に唾を吐く」と叫んでいた。国旗を燃やした被告人は、州旗や国旗を冒瀆するのを禁止するテキサス州法の下で訴追された。第一審、第二審とも有罪判決を出したが、上告審のテキサス州刑事上訴裁判所 (the Court of Criminal Appeals of Texas) は、当該州法の適用は連邦憲法修正第一条上の被告人の権利を侵害していると判示した。

連邦最高裁は五対四で原判決を肯定した。法廷意見はブレナン裁判官が執筆し (これに、マーシャル、ブラックマン、スカリア、ケネディの各裁判官が加わった)、ケネディ裁判官が補足意見を執筆した。また、レーンクイスト首席裁判官 (これにホワイト、オコナーの各裁判官が加わった) とステイヴンズ裁判官がそれぞれ反対意見を執筆した。

〔法廷意見〕(1) 本件のジョンソンは、侮蔑的言葉を話したことでなく国旗を燃やしたことで、国旗冒瀆により有罪宣

告された。この事實は、修正第一條の下での我々の審査をいくぶん複雑にしている。我々はまず、ジョンソンの国旗焼却が、有罪宣告に対抗して修正第一條を發動するのを許すような「表現的行為」を構成するかどうかを決定しなければならぬ。もし彼の行為が表現的のものであるならば、我々は次に、州の規制が「自由な表現の抑圧に関わるもの」であるかどうかを決定しなければならない。もし州の規制が表現に関わるものでないならば、オプライエン事件で当法廷が意思伝達でない行為の規制について表明した「より厳格でない基準 (the less stringent standard)」が適用される (United States v. O'Brien, 391 U.S. 367, [1968])。もし州の規制が表現に関わるものであるならば、オプライエン・テストは適用されず、我々は、より厳格な基準の下で、州の利益がジョンソンの有罪宣告を正当化するかどうかを調べなければならぬ。第三の可能性は、主張される州の利益がこれらの事實に全く関係がないということであり、その場合は、その州の利益は考慮に入らない。

(2) 修正第一條は、文字通りには、「言論」の剝奪のみを禁止しているが、しかし我々は、その保護は話されたり書かれたりする言葉だけに及ぶのでないことを承認してきた。特定の行為が、修正第一條を活動させるのに十分なほど意思伝達的な要素を有しているのかどうかを決定する際、我々は、「特

定のメッセージを伝える意図が現実存在し、状況からしてそのメッセージが、それを見た人々に理解される可能性が大きく」(Spence v. Washington, 418 U.S. 405 [1974]) かどうかを検討してきた。このことで、我々は、生徒がヴェトナムへのアメリカの軍事介入に抗議するため黒腕章を着用したこと(一九六九年のティンカー事件連邦最高裁判決)、人種差別に抗議するために「白人専用」の場に黒人が座り込みをしたこと(一九六六年のブラウン事件連邦最高裁判決)、ヴェトナムへのアメリカの介入を批判する劇上演でアメリカ軍服を着用したこと(一九七〇年のシャハト事件連邦最高裁判決)のそれぞれの表現的性質を承認してきた。

特に本件に関係するのは、国旗に関係する行為の意思伝達的性質を承認する当法廷の諸判決である。国旗にピース・サインを加工したスペインス事件、国旗敬礼を拒否したパーネット事件、赤旗を展示したストロムバーグ事件のそれぞれにおいて、我々は、すべて修正第一條下で保護され得ると判示してきた。

本件において、テキサス州はジョンソンの行為が表現的行為であることを認めている。ジョンソンは、共和党大会と統領へのレーガン再指名に合わせた政治的デモの一部——実際には、その頂点——として、アメリカ国旗を燃やした。この行為の表現的で政治的な性質は、意図的であったのと同

時に全く明確であった。ジョンソンは、国旗を燃やした理由を次のように説明した。「レーガンが再指名されようとした時に、アメリカ国旗が燃やされた。あなた方が同意しようとしまいと、象徴的言論のこれ以上に強力な提示はその時以外にはなかった。それは完全な並置であった。我々は、愛国主義をもたないのでなく、新しい愛国主義をもっていた」。これらの状況からして、ジョンソンによる国旗焼却は、「意思伝達の要素が十分に染み込んだ」(スペインス事件連邦最高裁判決) 行為であった。

(3) 我々は、「言論」の要素と「非言論」の要素が同一の行為のなかで結びつけられている場合には、非言論の要素を規制するのに十分重要な政府の利益が、修正第一条上の自由に対する付随的な制限を正当化することができる(「オブライエン事件連邦最高裁判決」と承認してきたけれども、我々は、そのオブライエンの比較的緩い基準の適用を、「政府の利益が自由な表現の抑圧に関係ない」事件に限定してきた。オブライエン・テストが本件で適用されるかどうかを決定するためには、我々は、テキサス州がジョンソンの有罪を維持するのに、表現の抑圧とは関係がない利益を主張したかどうかを決定しなければならない。

州は、治安妨害を防ぐこと、および国家性と国民的統一のシンボルとしての国旗を維持すること、という二つの別々の

利益を主張する。

(a) まず、「治安妨害の防止」という州の利益については、本件の国旗焼却を理由としていかなる治安混乱も起きなかつたし、起きる恐れもなかつた。州によって提示された唯一の証拠は、国旗焼却に何人かがひどく不快感を覚えたということである。したがって、州の立場は、特定の表現にひどい不快感を覚える聴衆は必然的に治安を混乱させそうであるということ、およびそれを根拠としてその表現は禁止されてもよいということを主張しているのに等しい。我々の先行判例は、このような前提を支持しない。逆に、それらの判例は、「我々の政治制度の下での自由な言論の主な機能は、紛争を招くことである。実際、自由な言論が不安の状況を誘い出したり、現状への不満を生み出したりする時、更には人々の怒りをかき立てる時に、自由な言論の高い目的が最も満足させられると言つてもよい」(Terminiello v. Chicago, 337 U.S. 1 [1949]) ということを承認している。

こうして、我々は、挑発的な考えのあらゆる表現は騒動を招くであろうということを政府が「前提」にするのを許してこなかつた。逆に、我々は、このような表現の周囲状況を慎重に審査し、その表現が「差し迫った不法な行為を招いたり生み出したりすることに向けられ、かつそうした行為を招いたり生み出したりしそうである」(Brandenburg v. Ohio,

385 U.S. 444 [1969]) かどうかを検討するように要求してきた。「治安妨害の可能性」を証明することのみが必要であるという、かつあらゆる国旗焼却は必然的にその可能性をもつというテキサス州の主張を受け入れることは、ブランドンバーグ事件での我々の判決を骨抜きにすることであり、それを我々は拒否する。また、ジョンソンの表現行為は、「平均的な人を報復へと挑発し、そのことで治安妨害を招きそうな喧嘩言葉」(Chapinsky v. New Hampshire, 315 U.S. 568 [1942]) の範疇に入らないし、「分別のある見物人」がジョンソンによる連邦政府の政策への不満の一般的表現を、直接的で個人的な侮蔑または乱闘の誘引と見なすこともない。

(b) 次に、「国家性と国民的統一のシンボルとしての国旗の維持」という州の利益については、その利益は「ジョンソンの国旗焼却という表現に関係している」。「明らかに、州は、このような行為が、国旗は国家性と国民的統一を表象しておらずに、より肯定的でない他の理念を反映しているということをも、もしくは国旗に反映されている理念は実際には存在しないということ、すなわち我々が国民としての統一を享有していないということを信じるように人々を導くのを懸念している」。これらの懸念は、「人による国旗の取扱いが一定のメッセージを伝達する時のみ現実化する」のであり、だとすれば、州の規制は「自由な表現の抑圧」に関係する。こうして、我々

は全く、オブライエン・テストの外側にいることになる。

スペインス事件のように、「我々は、行動を通しての考えの表現に対する訴追に直面しており」、よって「我々は、その訴追を支えるために提示されている諸利益を特別な注意をもって審査しなければならぬ」。ジョンソンは、ちよつとした考えの表現で訴追されたのではなく、「この国の政策に対する不満の表現——我々の修正第一条上の価値の中枢に位置する表現——で訴追された」。

その上、ジョンソンは、彼の政治的な表現が「ひどい不快感」の原因となるであろうことを「知っていた」がゆえに訴追された。もし彼が汚れてぼろぼろの国旗を処分する方法として国旗を焼却していたならば、彼はテキサス州法下の国旗冒涇で有罪宣告されなかつたであろう。テキサス州法は、こうした焼却に反対していない。よって、「テキサス州法は、あらゆる状況下での国旗の物理的な保全を目的としておらず、他人にひどい不快感をもたらすであろう損傷からのみ国旗を保護するよう意図していた」。

こうして、我々は、国旗の特殊な象徴的性質を維持することへの州の利益を「最も厳格な審査 (the most exacting scrutiny) (Boos v. Barry, 485 U.S. 312 [1988]) の下で検討しなければならぬ」。

テキサス州の主張は、「州が国家性と国民的統一のシンボ

ル——限定的な意味をもつシンボル——としての国旗を維持することへの利益をもつ」ということである。テキサス州によれば、もし人が、「国家性と国民的統一が国旗の指示対象であるという理念」か、「国民的統一は現実中存在するという理念」かに疑問を投げかけるような方法で国旗を取り扱うならば、そのことによつて伝達されるメッセージは有害なものであり、よつて禁止されてもよいということになる。

「もし修正第一条に基盤の原理があるとすれば、それは、政府は社会が不快だとかまたは賛同できないかと思うだけで、ある考えの表現を禁止することはできないかということである」。我々は、国旗が関わる場合でさえ、この原理に例外を認めてこなかった。

要するに、我々の先行判例はどれも、州が国旗に関係する表現的行為を禁止することによつて、国旗についての州自身の見解を助長してもよいと示していない。テキサス州は、その主張を先行判例の枠外に出すために、たとえ国旗に批判的な言葉や一定の表現的行為を禁止することが許されないにしても、「国旗の象徴的役割を維持する州の利益は、国旗のあらゆるさまざまな破壊を州が禁止するのを認めている」と我々を説得しようとしている。本件では、州は、「書かれた又は話された言葉」と「非言語的行為」の間の区別に頼ることはできない。我々が示してきたように、その区別は、本件のよう

に、非言語的行為が表現的である場合には、またその行為の規制が表現に関係する場合には、重要ではない。パーネット事件とスペンス事件の両連邦最高裁判決は、言語的伝達だけでなく表現的行為にも関係しており、かつ両判決ともその表現的行為は保護されると判断した。

その上、ジョンソンの表現の形式的な性質にテキサス州が焦点を当てようとしていることは、「我々の先行判例の要点」永続的な教訓を見逃している。つまり、「政府があるメッセージに不同意であるだけでその表現を禁止してはならない」ということは、人が考えを表現するために選ぶ特定の様式に依存しない」という教訓である。州は、国旗の象徴的役割を危うくしそうである場合にはいつでも国旗焼却を禁止でき、

他方で、国旗の象徴的役割を助長する場合——例えば、汚れた国旗を儀式的に焼却する場合——にはいつでも国旗焼却を許すことができる、もし我々が判断するとすれば、それは、書かれたり話されたりする言葉ないし「心から心への近道」の代替物であるシンボルとしての国旗を「一つの方向においてのみ」使用してもよいと我々が言うことになる。それはまた、国家性と国民的統一という国旗の象徴性を危うくしない場合のみ、国旗を焼却することができる、とすることで、州が「何が正統であるかを定める」のを我々が認めることになる。

「シンボルないしシンボルの指示対象についての一つの見解のみを表現するためにシンボルが使われるのを政府が請け合つてもよいと、我々はこれまで決して判示してこなかった」。また、「人種差別が憎むべきで有害であるというような、国民全体にとって実質的に神聖な理念が、思想の市場 (the marketplace of ideas) において異議なく広まるであろうということを修正第一条は保証しない」。我々は、国旗のために、「修正第一条によって保護される諸原理の間の馬上槍試合」に例外を作ることを拒否する。

我々は、「政府が、『我々の国の純粋なシンボルとしての国旗を維持する』(スペインス事件連邦最高裁判決) ために努力することへの正当な利益をもっている」ことを否定しないが、このことは、政治的抗議の手段として国旗を燃やした人を刑事的に処罰してもよいということを意味しない。

我々の社会において国旗が正当に大事にされているところは、今日の我々の判断によって弱化されるのでなく強化されるであろう。「我々の判決は、国旗が反映している自由と包摂の原理の再確認であり、ジョンソンによるような批判の許容は我々の力の表示と源泉であるという信念の再確認である」。

〔反対意見(レーンクイスト首席裁判官)〕アメリカ国旗は我々の国のシンボルとして比類のない地位を占めてきた。

その比類のなさは、「被告人のジョンソンが本件でしたような国旗焼却に対する政府の禁止を正当化する」ものである。

アメリカの独立の際、国旗は、国内では一三州の植民地を團結させるのに、対外的には国家主権の承認を獲得するのに役立った。第一次と第二次の世界大戦では、多くのアメリカ人が「アメリカの大義 (the American cause)」ために外地で死んだ。第二次大戦中の硫黄島では、アメリカ海兵隊は團結して日本軍と戦った。勝利した海兵隊はすり鉢山の頂上にアメリカ国旗をはためかしたが、それには約六千のアメリカ人の生命が犠牲となった。アーリントン国立墓地の硫黄島記念碑はその出来事を記録している。朝鮮戦争におけるアメリカ軍の陸海共同の仁川上陸の成功は、作戦の一時間内にアメリカ国旗を掲げることで記録された。

他のいかなるアメリカのシンボルも、国旗ほど広く尊ばれているものはない。連邦議会と各州の両方とも、国旗の悪用を規制する多くの法律を制定してきた。一九六七年までに、連邦議会は国旗悪用の規制を各州に任せた。今や、アラスカ州とワイオミング州を除いて、全ての州が国旗焼却を禁止する法律をもっている。(注：ニュージャージー州もこの種の法律をもたないといわれる。)

「アメリカ国旗は、我々の歴史の二百年以上にわたって、我々の国を具体的に表現する目に見えるシンボルであった。

それは、いかなる特定の政党の見解も、いかなる特定の政治哲学も表示しない。国旗は、思想の市場において承認を求めて競っている『理念』とか『観点』とかではない。きわめて多数のアメリカー人が、どのような社会的、政治的、哲学的な信念をもつかに関係なく、国旗をほとんど神秘的な崇敬をもって尊重している。私は、修正第一条が公共の場での国旗焼却を犯罪にしている連邦議会の法律と四八の州法を無効にするということに同意できない。

表現の自由は絶対的ではない。本件のジョンソンによる国旗焼却は思想の表示の本質的部分ではなかったし、同時にそれは治安妨害を招く傾向をもっていた。ジョンソンは、国旗の告発を口頭で自由にすることができたし、私的な場で国旗を自由に燃やすこともできた。彼は政府の他のシンボルとか政治的指導者の肖像とかを公共の場で燃やすことができた。彼はダラス通りでの行進をリードし、ダラス市庁舎前で集会を開いた。彼は、核兵器に抗議するため「ダイ・イン」を行い、行進中に様々なスローガンを叫んだ。しかし、これらの行為で彼は逮捕も訴追もされなかった。彼がテキサス州法に違反したのは、彼が合法的な所有者から盗んだアメリカ国旗を公共の場で燃やした時だった。

国旗冒瀆法に関係する我々の先行判例は、当法廷が今日解決した問題をこれまで未解決にしてきた。国旗が焼却された

ストリート事件においては、当法廷は被告人の言葉を根拠として有罪とすることができないとし、国旗焼却で合憲的に有罪とすることができるとかという問題を留保した。ピース・シンボルが加工された国旗がアパートの窓からたらされたスベンス事件においては、本件と異なって、治安妨害の危険はなく、被告人を逮捕した警官以外にその国旗を見た者はいなかったし、国旗も被告人の所有であった。結局、当法廷は、州の利益が侵害されていないとして、被告人の行動は修正第一条の下で保護されるとした。

憲法上の保護を国旗焼却へ無批判的に拡大することは、政府がそれで構成されている目的そのものを挫折させる危険がある。アメリカ国旗は、「それについての賛成と反対の意見が許容されなければならないシンボル」であるだけでなく、「それに対する最低限の尊重でさえ命じられてはならないシンボル」であると、当法廷は判示した。「政府は兵士をアメリカ軍へ徴集することができる。軍では兵士は戦闘しなければならぬし、ひよっとすると国旗のために死ななければならぬかもしれない」ところが、当法廷判決によれば、「兵士がその下で戦う国旗を、政府は公共の場で燃やすことを禁止してはならない」とされるのである。「私は、テキサス州法が本件に適用されるのを支持する」。

(19) アイクマン事件（一九九〇年六月二日、連邦最高裁判所）

United States v. Eichman, 496 U.S. 310 (1990)

〔市民〕国旗焼却に関係する事例〕

一九八九年、ジョンソン事件において連邦最高裁が、テキサス州法に違反してアメリカ国旗を燃やしたことで抗議者を有罪とすることは、連邦憲法修正第一条の言論の自由の保障に違背しているという判決を下した後、連邦議会は、前身の一九六八年連邦法を改正して「国旗保護法 (the Flag Protection Act of 1989)」を制定した。当該法は、アメリカ国旗を「故意に毀損し、汚損し、物理的に冒瀆し、焼却し、床や地面に置き、踏みつける」者に対して刑事罰を課すると規定し、ただし、「擦り切れた又は汚れた」国旗の処分のための行為は除いている。

二つの別々の事件で、連邦政府は当該法の下で、①ワシントン州において、当該法の制定に抗議して、国旗に火をつけた被告人、②コロンビア特別地区において、政府の対内外交策に抗議して、国会議事堂前の階段で国旗に火をつけた被告人をそれぞれ訴追した。第一審のワシントン西部地区連邦地裁とコロンビア地区連邦地裁は共に、被告人に適用される当該法は違憲であると判示した。政府は連邦最高裁に直接上訴

し、二つの事件は併合審理された。

連邦最高裁は五対四で原判決を肯定した。法廷意見はブレナン裁判官が執筆し、これにマーシャル、ブラックマン、スカーリア、ケネディの各裁判官が加わった。反対意見はステイヴンス裁判官が執筆し、これにレーンクイスト首席裁判官、ホワイト、オコナーの各裁判官が加わった。

〔法廷意見〕連邦政府は、本件における被告人の国旗焼却が表現的行為を構成すること認めた上で、当法廷に対して、ジョンソン事件判決を再考するように求めているが、これを我々は拒否する。残る唯一の問題は、国旗保護法がテキサス州法と十分に区別できるかどうかである。

政府は、国旗保護法は、テキサス州法と異なつて、表現的行為をそのメッセージの「内容」に基づいて適用対象としていないので合憲であるとしている。政府はまた、「国の比類のない純粋なシンボルとして」の国旗のアイデンティティを守るために、「あらゆる状況の下で国旗の物理的保全を維持する」ことへの利益を主張している。

国旗保護法は、禁止される行為の範囲に対する明白な内容に基づく制限を含んでいないけれども、それにもかかわらず、政府が主張する利益が「自由な表現の抑圧」に係るものである。一定の国家的理想のシンボルとして国旗を維持しよう

とする政府の願望は、ある人の国旗の取扱いが、国家的理想と矛盾するメッセージを他人に伝達する時のみに関わり合う。その上、国旗保護法のその用語は、国旗損壊という意思伝達的な影響に対する連邦議会の利益を確証している。当該法は、「故意に国旗を毀損し、汚損し、物理的に冒瀆し、焼却し、床や地面に置き、踏みつける」者の行為を犯罪としている。特定化された用語のそれぞれは——「焼却」については例外があるが——、明らかに「国旗の不敬的な取扱い」を含意し、「国旗の象徴的価値に損傷を与えそうな行為」に焦点を当てていることを示している。また、「擦り切れた又は汚れた」国旗の処分に対する明示的な例外（焼却禁止の例外）は、国旗への愛国的な尊敬と伝統的に関わっている一定の行為を保護している。

ジョンソン事件において当法廷が説明したように、もし我々が、州は、国旗の象徴的役割を危うくしうである場合にはいつでも国旗焼却を禁止でき、他方で、国旗の象徴的役割を助長する場合——例えば、汚れた国旗を儀式的に焼却する場合——にはいつでも国旗焼却を許すことができる、判断するとすれば、それは、国家性と国民的統一の国旗の象徴性を危うくしない場合のみ、国旗を焼却することができる。とすること、州が「何が正統であるかを定める」のを我々が認めることになる。

連邦議会は国旗保護法をテキサス州法よりもいくぶん広い用語で作成しているけれども、国旗保護法は依然としてテキサス州法と同じ基本的欠陥をもっている。つまり、意思伝達的な影響に対する懸念から表現を抑圧しているということである。表現への制限は、「規制される言論の内容とは無関係に正当化」されることはあり得ず、よって、国旗保護法は「最も厳格な審査」に服されなければならない (Boos v. Barry, 485 U.S. 312 [1988])。そして、ジョンソン事件において述べた理由によって、本件の政府の利益は、修正第一条上の権利の侵害を正当化することができない。

この結論を、国旗焼却の禁止を支持する「国民的合意」を連邦議会が最近確認したことに照らして、再検討するようという連邦議会の提唱を我々は拒否する。「このような合意が存在すると仮定しても、言論を抑圧する政府の利益は、その言論への人民の反発が大きくなるにつれて、より重くなる」という示唆は、修正第一条とは全く関係のないものである」。

政府は、国家的シンボルを作つて、それを促進してもよいし、その敬意ある取扱いを奨励してもよい。しかし、国旗保護法は、意思伝達的な影響のゆえに表現的行為を刑事上で禁止していることよつて、限界を越えている。

国旗冒瀆が多くの者をひどく不快にさせるものであること、我々は知っている。しかし、ジョンソン事件で我々が述

べたように、「もし修正第一条に基盤的原理があるとすれば、それは、政府は社会が不快だとかまたは賛同できないとか思うだけで、ある考えの表現を禁止することはできないということである」。国旗冒瀆を処罰することは、「国旗を尊重させている、および尊重に値するようにさせているまさにその自由それ自体を弱める」ことになる。

〔反対意見〕法廷意見は、争点の適切な分析が始まるべきところで終わっている。当然、「政府は、社会が不快だとかまたは賛同できないかと思うだけで、ある考えの表現を禁止することはできない」。我々のうちの誰も、この前提に反対ではない。しかし、同様に以下のことも定立されている。つまり、①もし、その禁止が、話し手が表現したい考えの抑圧に無関係の正当な社会的利益によって支持されるならば、②もし、その禁止が、話し手が他の手段によって自分の考えを表現する自由に対する干渉を伴わないならば、③もし、話し手に、表現方法の選択肢のなから選択する完全な自由を認めることの利益が、その禁止を支持する社会的利益よりも重要でないならば、一定の表現方法は禁止されてもよい、ということがある。

「連邦政府が、アメリカ国旗の象徴的価値を保護することへの正当な利益を有している」ことは承認されている。その象徴的価値は少なくとも二つの要素をもつ。第一に、「国家

の危機の時期において、国旗は、平均的市民に、圧倒的重要性をもつ社会的目標を獲得するために個人的犠牲を払うように鼓舞し、動機づける」。第二に、「あらゆる時代において、国旗は、我々の社会を特徴づけている諸理想を追求することの卓越的重要性を想起させるものとして奉仕する」。

国旗の象徴的価値を維持することへの政府の正当な利益は、国旗焼却という特殊な行為を動機づけた思想を含む多くの異なる思想に関係なく、本質的には同じものである。私がジョンソン事件での反対意見で述べたように、「国旗は、アメリカ人が我々の歴史を通して、情熱的に擁護し議論してきた理念すなわち自由、平等、寛容という理念を比類なく象徴している。国旗は、そのような理想への我々の国家的関与の精神を具体化している」。「世界に対しては、国旗は、我々がこれらの理想のために奮闘し続けるといふ約束である。我々に対しては、国旗は、自由と平等のための闘争は止むものではないということ、および我々の同僚市民のすべてに対する我々の寛容と敬意の義務は、我々に賛同しない人々——実際に、その考えが嫌悪すべきで不快な人々でさえ——をも含み込んでいるということの両方を想起させるものである」。

したがって、政府は、国旗焼却者の言論の特定の内容とは無関係に、国旗の象徴的価値を保護してもよいし、実際上、保護すべきである。

(20) ニューダウ事件判決 (二〇〇二年六月二六日、連邦第九巡回区控訴裁判所)

Newdow v. U.S. Congress, 2002 U.S.App.LEXIS 12576

〔生徒)国旗忠誠時の宣誓・敬礼拒否に関係する事例〕

マイケル・A・ニューダウの娘が通っていたカリフォルニア州の公立小学校は、州法と学区の方策に沿って、教師が生徒を指導して忠誠の誓いを斉唱することで学校日を開始していた。州法(カリフォルニア州教育法)は、公立学校は「適切な愛国的な儀式」で各学校日を始めようとするよう要求し、かつアメリカ合衆国の国旗への忠誠の誓いを行うことは、この要求を満たすと規定していた。この州法を実施するために、ニューダウの娘が通う学区は、「各小学校の学級は一日に一度、国旗への忠誠の誓いを斉唱する」という方策を出していた。

忠誠の誓いの言葉は、連邦議会が一九四二年六月二二日に制定した当初では、「私は、アメリカ合衆国の国旗に、およびそれが象徴する共和国すなわち全ての人に自由と正義をもたらす、不可分の一つの国家に、忠誠を誓います」というものであったが、連邦議会は一九五四年六月一日、これを修正して、「不可分の」と「一つの国家」の間に「神の下に(un-

der God)」という言葉を加えた。("I pledge allegiance to the flag of the United States of America and to the Republic for which it stands, one Nation indivisible, with liberty and justice for all" → "I pledge allegiance to the flag of the United States of America and to the Republic for which it stands, one Nation under God, indivisible, with liberty and justice for all.")

ニューダウは、彼の娘の教師と学区が忠誠の誓いを斉唱するように娘に要求している、と申し立てたものではなかった。そうではなく、神は存在し、我々の国家は「神の下に一つの国家」である、と公言する儀式において教師が同級生を指導しているのを、娘が見たり聞いたりするのを余儀なくされていることで感情的に傷ついている、と彼は主張したのであった。

ニューダウは、一九五四年の連邦法、カリフォルニア州法および学区の方策は連邦憲法修正第一条に違反するとして、宣言的救済と差止命令による救済を求めて提訴した。第一審(the United States District Court for the Eastern District of California)は、この請求を却下した。

第二審の連邦第九巡回区控訴裁判所は、二対一で、憲法違反の判決を出し、第一審判決を破棄、差し戻した。

〔判旨〕過去、三〇年以上にわたって、連邦最高裁は、公

教育の領域での国教樹立禁止条項（政教分離条項）違反の申立を審査するのに、相互に関連する三つのテストを使用してきた。一九七一年のレモン事件判決によって提示された三つの要件（目的）「効果」「過度のかわ合い」からなる「レモン」テスト、一九八四年のリンチ事件でのオコナー裁判官の補足意見によって提起され、後に一九八九年のアリゲニー那事件での多数意見によって採用された「エンドースメント（保証ないし下支え）」テスト、一九九二年のリー事件判決によって初めて用いられた「強制」テストである。

つい最近の学校祈祷事件（二〇〇〇年のサンタ・フェ事件）において、連邦最高裁は、高校のフットボール試合開始前での生徒指導の「神への祈り」を認める学校区の方策を違憲とするために、レモン・テスト、エンドースメント・テストおよび強制テストを適用した。つまり、連邦最高裁は、試合前の祈りの実施は出席者たちに宗教的崇敬の行為に加わるように「強制」する不適切な効果をもち（強制テストの適用）、学校区の方策は世俗的目的を有しないがゆえに文面上違憲であり（レモン・テストの適用）、学校区の方策は学校での祈りをエンドースするためを実施された（エンドースメント・テストの適用）、としたのである。

我々は、これら三つのテストのいずれか又はすべてを自由に適用し、そのテストに合格しない何らかの方法を無効とす

ることができる。連邦最高裁は、レモン・テストを否認してはいない。例えば、サンタ・フェ事件で、連邦最高裁は、三つのテストのどれかの適用は懸案の法令を無効とするための独立した根拠を提供すると判じた。わが連邦第九巡回区控訴裁判所は、国教樹立禁止条項違反の申立事件に典型的にはレモン・テストを適用してきたけれども、もしある行為がレモン・テスト以外のテストに合格しないならば、我々はレモン・テストを適用することを要求されない。にもかかわらず、完全さを期すため、我々は本件を三つの全てのテストの下で審査する。

① エンドースメント・テスト。忠誠の誓いのコンテキストにおいては、合衆国は「神の下に」の国家であるという言説は、宗教のエンドースメントである。それは、宗教的信仰すなわち一神教への信仰の告白である。我々の国家は「神の下に」の国家であるという斉唱は、多くのアメリカ人が神（*God*）を信仰していることの単なる認知ではない。それは、共和国創立の際での宗教の否定できない歴史的重要性を単に説明しているのではない。そうではなく、忠誠の誓いのコンテキストでの「神の下に一つの国家」という文句は、規範的である。忠誠の誓いを斉唱することは合衆国を説明することではなく、国旗が象徴する諸価値——統一性、不可分性、自由、正義、そうして一九五四年以後は一神教——への忠

誠を誓うことである。我々が「神の下に」の国家であるという告白は、国教樹立禁止条項上の目的との関係では、我々は「イエスの下に」の国家、「ヴィシユヌ（ヒンズー教の神）の下に」の国家、「ゼウスの下に」の国家、あるいは「無神の下に」の国家であるという告白と同じである。というのも、これらの告白のどれもが宗教に関して中立ではあり得ないからである。さらに、忠誠の誓いの教師指導による斉唱の学校区の実施は、忠誠の誓いのなかに出てくる諸理想への尊敬を生徒たちに教え込むことを目的とし、これはこれら諸理想の州によるエンドースメントに等しい。生徒たちは、忠誠の誓

いの斉唱に参加することを強制され得ないけれども、にもかかわらず、学校区は、それが公立学校の教師に現在の形式の忠誠の誓いを斉唱しかつ斉唱を指導するように要求する時、宗教的信仰の州によるエンドースメントというメッセージを伝えている。

連邦最高裁は、バーネット事件において、忠誠の誓いの規範的、イデオロギー的性質を確認した。そこで、最高裁は、誓いの斉唱と国旗への敬礼を拒絶した生徒を処罰する学校区の方策を違憲と判じ、次のように結論づけた。「我々の憲法上の星座に不動の星があるとすれば、それは、いかなる当局者も——上の地位であれ下の地位であれ——、政治、ナショナルリズム、宗教において、または見解に関わる他の問題にお

いて、何が正統であるかを定めることはできないし、あるいは市民に対してその信条を言葉や行為によって告白するよう強制してはならない、ということである」。

本件の忠誠の誓いは、政府による宗教の許されざるエンドースメントである。というのも、その誓いは、非信者に対して、「彼らが政治的コミュニテイのアウトサイダーであり、そのコミュニテイの十全なる構成員ではない」というメッセージを送り、そして信者に対しては、彼らが政治的コミュニテイのインサイダーであり、そのコミュニテイの厚遇される構成員であるという随伴的メッセージを送る」からである。よって、本件の学校区の方策と連邦法はエンドースメント・テストに合格しない。

② 強制テスト。本件の学校区の方策と連邦法は、リー事件におけるように、生徒たちをして、宗教的内容をもつ儀式に参加するか、あるいはそれに抵抗するかのどちらかを選択するように、という擁護できない立場に置く。連邦最高裁がリー事件における卒業式での祈りに関して述べたように、「大多数の信者にとつては、非信者が信者の宗教的行為を尊重すべきという合理的要求にすぎないように思われることは、学校のコンテキストでは、国家の機関を宗教的正統を強いるために用いる試みであると非信者または反対者には見えるかもしれない」。

「神の下に一つの国家」という宗教的内容は、無神論者にとって、または非ユダヤ・キリスト教的な宗教ないし哲学の信仰者にとつて、ほんのわずかなものである、と被告側は主張するけれども、それは一神教の「宗教的な正統」を強いる試みであるように見えるというのももつとであり、よつてそれは許容できない。学校の生徒たちの年齢と感受性からして、および学校、教師、同級生たちによつて設定された規範に従うように要求されているという生徒たちの理解からして、忠誠の誓いの方策の強制的効果は、学校という環境においてはとりわけ顕著である。さらに、生徒たちが儀式に参加するように要求されていないという事実は、バーネット事件と本件を区別する何の根拠ともならない。というのも、各生徒に対する斉唱の要求がなくとも、「神の下に一つの国家」という言葉を生徒が毎日聞くよう要求されているという事実は、強制的効果をもつ。忠誠の誓いの連邦法の強制的効果は、そのコンテキストと立法過程からして明白である。これらは、連邦法が「神の下に」という言葉の毎日の斉唱を学校の教室で実現させるために立案されたことを示している。アイゼンハウアー大統領は、この連邦法の署名式において、次のように述べた。「これから先、我々の学校の何百万の生徒たちは、毎日、あるゆる市と町で、あらゆる村と田舎の校舎で、全能の神への我々の国家と人民の献身を宣言するであらう」。

よつて、本件の学校区の方策と連邦法は強制テストに合格しない。

③ レモン・テスト。最後に、レモン・テストを適用し、まず本件が「世俗的目的」をもつかどうかを審査する。歴史的には、一九五四年連邦法の第一次的な目的は宗教を助成することであつたが、これはレモン・テストの目的要件と衝突する。連邦側の被告は、「神の下に」という語句は、政府が無神論の共產主義を公然と攻撃していた時代に、「至高の存在 (a Supreme Being) を認知する」ためのものであつたということとを争わない。にもかかわらず、被告は、忠誠の誓いはそれが世俗的目的をもつかどうかを評価する際、全体として考察されなければならないと主張する。つまり、忠誠の誓いは、「公的な儀式を厳粛化し、未来への信頼を表明し、社会において評価に値するものの認知を奨励する」(リンチ事件連邦最高裁判決) という世俗的目的をもつと主張するのである。

被告の主張の欠陥は、それが忠誠の誓いのテキストを「全体として」みることで、一九五四年連邦法のほろを隠していることである。このアプローチの問題は、一九八五年のウォレス事件での連邦最高裁の分析を考慮すると明白となる。その事件で、最高裁は、「黙想ないし自発的な祈り」のための沈黙の時間を命じるアラバマ州法を、修正後の州法が「全体

として」、第一次的な世俗的目的に欠けているがゆえに違憲としたのではなく、州議会が特別にかつもつばら「ないし自発的な祈り」という語句を加えるために法律を修正したがゆえに違憲したのである。

ウォレス事件との類似によつて、我々は、修正後の忠誠の誓いではなく、「神の下に」という語句を忠誠の誓いに加えた修正に、レモン・テストの目的要件を適用する。ウォレス事件でのアラバマ州法の修正の場合と同じように、一九五四年連邦法の立法過程は、同法の唯一の目的は合衆国を共産主義の支配下の諸国から区別するために宗教を助成することであつた、ということを明らかにする。

一九五四年連邦法のスポンサーは、将来の憲法上の異議申立てを防ぐために、次のように宗教的目的を否認した。「これは宗教を樹立する法律ではない。……制度としての宗教の存在と神の主権性への信仰との間で区別がなされなければならぬ。『神の下に』という語句は、我々の国政への神の導きを認知しているにすぎない。だが、この区別の主張は、憲法上の目的では見当外れのものである。「神の主権性への信仰」の連邦法上の肯定と「神の導き」の連邦法上の認知は、宗教的信仰の政府によるエンドースメントである。憲法の国教樹立禁止条項は、「制度としての宗教」に限定されない。これは、サンタ・フェ事件などから明らかである。

その事件において、連邦最高裁は、高校のフットボール試合での生徒発起かつ生徒指導の祈りを違憲とした。国教樹立禁止条項は、「制度としての宗教」の樹立を防ぐだけでなく、政府による宗教的イデオロギーのエンドースメントを防ぐ。

一九五四年連邦法はレモン・テストの目的要件に合格しないので、我々は他の要件（「効果」「過度のかわり合い」）を審査する必要がない。

同様に、学区の方策もレモン・テストに合格しない。学区はその方策を定める際、愛国心を育成するという世俗的目的をもっていたので、レモン・テストの目的要件を免れているけれども、当該方策は効果要件に合格しない。既に論じたように、学校の生徒の年齢と感受性からして、とりわけ教室という囲われた環境のなかでは、おそらくは、当該方策は、一神教の神の存在に関して、一方には彼らの信仰のエンドースメントのメッセージを伝え、他方には彼らの信仰の不承認のメッセージを伝えることになる。

結論的に、我々は、忠誠の誓いに「神の下に」という語句を付加した一九五四年連邦法およびその付加された語句を含む忠誠の誓いを教師指導で斉唱させる学区の方策と実施は、国教樹立禁止条項に違反すると判断する。

〔注記〕 本判決で重要な判断基準となつているレモン・テスト、エンドースメント・テスト、強制テストの内容の詳細は、以下の拙論を参照されたい。レモン・テストについては、「アメリカ合衆国における政教分離」『国家学会雑誌九八卷一・一・一二号。エンドースメント・テストについては、「アメリカにおける政教分離と『保証』テスト」菅部先生古稀『立憲主義の現代的展開（上）』（有斐閣、一九九三年）。強制テストについては、「アメリカにおける政教分離と『受容主義』」高岡法学四卷二号。

〔資料〕 アメリカ国旗宣誓・敬礼拒否、国旗焼却事件等に関わる諸判決（土屋）